III. オーストラリア連邦
（Commonwealth of Australia）

＜目次　～オーストラリア～＞

第 1 章 金融制度概要 1
1. 金融機関の種類 1
(1) 概要 1
(2) 国内銀行 2
(3) 外国銀行 3
(4) 住宅金融組合･信用組合 4
(5) 金融会社・金融業者 5
2. 監督官庁と指導体制 6
3. オーストラリアの金融制度の特徴 7
4. 預金保険制度の枠組み 8
第 2 章 郵便貯金制度の概要 9
1. 設立目的・沿革概要 9
2. 経営形態 9
3. 金融サービス提供の形態 10
(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係 10
(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況 12
(3) オーストラリア郵便公社の経営状況 13
(4) 店舗・ATM 配置戦略 14
(5) DX の推進 14
4. 預金業務概要 15
5. 口座維持手数料等の導入状況 15
6. リスク性金融商品概要 15
7. 貸付業務概要 15
8. 金融包摂への取り組み 15
9. 送金・決済業務概要 16
10. インターネットバンキング 17
11. 国際業務概要 17
12. 付随業務概要 18
13. 資金運用（ESG 投資関連を含む） 18
14. 窓口取扱時間 19
15. 他行、他業種との業務提携 19
16. 財務諸表 20
第 3 章 民間リテール金融機関の特徴 23
1. オーストラリア・コモンウェルス銀行（CBA） 24
(1) 総資産、融資残、預金残、口座数、市場シェア 24
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状（銀行間の比較） 24
(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状 26
(4) 子会社、関連会社への出資状況 26
(5) ESG 投資 26
(6) TCFD 提言への対応 27
2. オーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ） 27
(1) 総資産、融資残、預金残、口座数、市場シェア 28
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状（銀行間の比較） 28
(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状 29
(4) 子会社、関連会社への出資状況 29
(5) ESG 投資 30
(6) TCFD 提言への対応 30
3. ナショナル・オーストラリア銀行（NAB） 30
(1) 総資産、融資残高、預金残高、口座数、市場シェア 31
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状（銀行間の比較） 31

(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状 32
(4) 子会社、関連会社への出資状況 32
(5) ESG 投資 33
(6) TCFD 提言への対応 33
第 4 章 最近の金融動向と今後の展望 34
1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向 34
(1) フィンテックの動向 34
(2) キャッシュレス化の状況 38
(3) モバイル決済の動向 42
(4) リテール決済に関する法規制 43
(5) リテール金融機関の顧客接点における DX 44
(6) インターネット専業銀行 45
(7) デジタル通貨導入に向けた動き 47
2. 郵便局金融を含めた金融包摂 50
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策 50
(2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり 51
(3) 提供される金融商品・サービス 53
(4) 政策評価と方向性 54
3. その他 54
(1) 顧客データを活用したビジネス動向 54
(2) リテール拠点における感染症対策 55
(3) 高齢化対策 57

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
ATO	Australian Taxation Office	オーストラリア国税庁
ADIs	authorised deposit-taking institutions	認可預金受入機関
APRA	Australian Prudential Regulation Authority	オーストラリア健全性規制庁
ASIC	Australian Securities and Investments Commission	オーストラリア証券投資委員会
CUA	Credit Union of Australia	オーストラリア信用組合
GSYFS	Good Shepherd Youth & Family Service	グッド・シェパード・ユース＆ファミリー・サービス
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際会計基準
NAB	National Australia Bank	ナショナル・オーストラリア銀行
RBA	Reserve Bank of Australia	オーストラリア準備銀行
RFCs	registered financial corporations	認可預金受入機関ではない金融機関
SMSF	self-managed super fund	自己運用年金ファンド

為替レート：オーストラリア・ドル。1 ドル=1.42 オーストラリア・ドル、1 オーストラリア・ドル＝91.78 円（2023/1/31）

第 1 章 金融制度概要

オーストラリアの金融機関は、原則として 1959 年銀行法（Banking Act 1959）に基づいて設立される。預金受入を行わない金融市場会社・金融会社については 2001 年会社法（Corporations Act 2001）が根拠法となる。

1. 金融機関の種類

(1) 概要

オーストラリアの金融機関は、オーストラリア健全性規制庁（Australian Prudential Regulation Authority, APRA）により預金業務取扱いの認可を受けた認可預金受入機関（authorised deposit-taking institutions, ADIs）と認可預金受入機関ではない金融機関（non-ADI financial institutions, registered financial corporations, RFCs）に大別される。

預金取扱業務は、1959 年銀行法により認可された預金受入機関が担っている [1]。認可預金受入機関（ADIs）には銀行、住宅金融組合、信用組合等があり [2]、銀行は更に、国内銀行と外国銀行に分類される。一方、金融会社・金融業者は、ADIs としてライセンスを取得していないため、預金業務を行うことはできない。

オーストラリアには、40 行の国内銀行があるが、ビッグ・フォー（Big Four）と称される大手 4 行が、6.0 兆豪ドルに上る ADIs の総資産の約 71.6%を占め（2022 月 6 月）[3]、残る 36 行はその他国内銀行（other domestic banks）として位置付けられている。国内銀行以外の ADIs には住宅金融組合と信用組合があり、いずれも個人向け小口金融に特化している [4]。35 の住宅金融組合・信用組合は総資産 520 億豪ドルを保有している。外国銀行は、6 の現地法人 [5]（Foreign Subsidiary Banks）と 49 の支店（Branches of Foreign Banks）がある（2022 年 6 月末）[6]。ADIs でない金融機関には金融市場会社と金融会社・金融業者があり、前者は 304 億豪ドル、後者は 3,214 億豪ドルの資産を有する（2022 年 6 月末）。

---

1 1959 年銀行法 Section5. https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00088

2 オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト “List of authorised deposit-taking institutions covered under the Financial Claims Scheme” https://www.apra.gov.au/list-of-authorised-deposit-taking-institutions-covered-under-financial-claims-scheme

3 オーストラリア健全性規制庁”Quarterly Authorised Deposit-taking Institution statistics” https://www.apra.gov.au/quarterly-authorised-deposit-taking-institution-statistics

4 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

5 2022 年 3 月時点では 7 行存在したが、その後 6 月までに Citibank Australia が撤退した。

6 オーストラリア健全性規制庁、Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Statistics (2020 年 12 月 15 日閲覧)

図表 1：オーストラリアの主な金融機関の業態分類

認可預金受入機関（Authorised Deposit-taking Institutions, ADIs）

業態	機関数 割合	総資産 (10 億豪ドル) 資産シェア	根拠法	特徴
国内銀行 (Australian-owned banks)	40 (30.8%)	5,082.4 (84.8%)	1959 年 銀行法	様々な主体に、ファンドマネジメントや保険を含む幅広い金融サービスを提供している。
外国銀行　現地法人 (foreign subsidiary banks)	6 (4.6%)	184.2 (3.1%)		国内銀行と同じ業務を行う権限が付与されている。
外国銀行　支店 (branches of foreign banks)	49 (37.7%)	678.0 (11.3%)		個人から預金の受け入れができない点以外は外国銀行現地法人と同一。
住宅金融組合 （building societies）	35 (26.9%)	52.0 (0.9%)		主に預金や住宅ローン等個人向け融資、支払いサービスを提供している。近年は統合・合併が相次いでいる。
信用組合 （credit unions）				預金や住宅ローン等個人向け融資、支払いサービス等を組合員に提供している協同組織。
合計	130 100.0%	5,996.6 (100.0%)		

（注）2022 年 6 月末
（出所）　オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Statistics（Released 6 December 2022）”[7]を基に作成（2022 年 12 月 20 日閲覧）

認可預金受入機関ではない金融機関　（Non-ADI Financial Institutions, Registered Financial Corporations）

業態	総資産 (10 億豪ドル)	根拠法	特徴
金融市場会社 (money market corporations)	30.4	2001 年 会社法	主にホールセール市場で活動。大企業、政府機関への融資・借入を行うほか、アドバイザリー業務やコーポレートファイナンス、投資顧問等も。
金融会社・金融業者 (finance companies and general financiers)	321.4		家計や中小企業へローンを提供。

（注）2022 年 6 月末
（出所）　オーストラリア準備銀行ウェブサイト、“Assets of Financial Institutions –B1 (Publication date: 23-Dec-2022)”[8]、を基に作成（2022 年 12 月 20 日閲覧）

(2)　国内銀行

国内銀行（Australian-owned banks）は 1959 年銀行法に基づき、2022 年 6 月末時点では 40 行が業務を行っている。中でもオーストラリアを代表する大手行は、ウェストパック銀行（Westpac Banking Corporation）、コモンウェルス銀行（Commonwealth Bank of Australia, CBA）、ナショナル・オーストラリア銀行（National Australia Bank, NAB）、オーストラリア・ニュージーランド銀行（Australia and New Zealand Banking Group, ANZ）の 4 行である。大手 4 行以外はその他国内銀行（other domestic banks）として位置づけられており、各地方の顧客

7　https://www.apra.gov.au/quarterly-authorised-deposit-taking-institution-statistics
8　http://www.rba.gov.au/statistics/tables/#al

に対しサービスを提供しているが、本店所在地は主要都市に集中している。また、過去に州政府が設立した州立銀行もあったが、経営破綻や吸収合併を経て、現在、州立銀行は業態として存在しない[9]。

また、監督機関の分類上は「国内銀行」とされるが、実態は信用組合や住宅金融組合と同様の形態（mutual corporate structure）である金融機関として 31 の相互銀行（mutual banks）があるが、これらのプレゼンスは小さい（2020 年 12 月）[10]。

図表 2：国内銀行の総資産ランキング

（2022 年 8 月末：100 万豪ドル）

	銀行名	居住者総資産	預金	貸出
1	Commonwealth Bank of Australia	1,166,224	703,100	753,968
2	Westpac Banking Corporation	1,009,084	522,455	637,107
3	National Australia Bank Limited	924,916	470,013	557,792
4	Australia and New Zealand Banking Group Limited	685,601	358,656	425,089
5	Macquarie Bank Limited	243,859	120,263	120,401
6	Bank of Queensland Limited	115,186	65,468	74,952
7	Bendigo and Adelaide Bank Limited	109,604	68,659	75,776
8	Suncorp-Metway Limited	88,536	48.828	62,820
9	AMP Bank Limited	32,430	13,974	22,961
10	Judo Bank Pty. Ltd	13,692	4,671	6,522

（注）赤ハイライトは大手 4 行を示す。統計上、国内銀行のサブカテゴリーとして大手銀行（major banks）が発表されている。
（出所） オーストラリア健全性規制庁、“Monthly authorised deposit-taking institution statistics”（released 30 September 2022）[11]

(3) 外国銀行

オーストラリアで展開している外国銀行は、外国銀行の現地法人、外国銀行の支店、そして駐在員事務所に分類される。外国銀行の現地法人はオーストラリア政府から銀行免許を受け、国内商業銀行と同等の金融サービスを提供することができる。一方で、外国銀行の支店は個人小口預金の受入れ（25 万豪ドル以下の預金）が原則禁止されている。例外として、非居住者や自行従業員の預金は少額から取扱い可能である。また、駐在員事務所は銀行業務を行うことができない。

オーストラリアでは 6 行の外国銀行現地法人、そして 49 の外国銀行支店が業務を行っている（2022 年 6 月末）。オランダの ING 銀行が資産・預金・貸出全ての面で最大であり、総資産では HSBC 銀行が続く。両行は共にオーストラリアの現地法人として営業している。日本のメガバンクはいずれも支店形式で進出しており、総資産面で、三井住友銀行（Sumitomo Mitsui Banking Corporation）が 4 位、三菱 UFJ 銀行（MUFG Bank）が 6 位、みずほ銀行が 9 位と、3 行が 10 位までにランクインし、プレゼンスも大きい。

2021 年 4 月 27 日時点で 14 の外国銀行が駐在員事務所を開設[12]している。日系銀行では、三井住友信託銀行の駐在員事務所がある。

---

9 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。
10 会員協働金融機関組合（Customer Owned Banking Association, COBA）ウェブサイト、“COBA Fact Sheet” https://www.customerownedbanking.asn.au/storage/coba-fact-sheet-december-2020-16072982050NO0I.pdf （2020 年 12 月 15 日閲覧）
11 https://www.apra.gov.au/monthly-authorised-deposit-taking-institution-statistics
12 https://www.apra.gov.au/foreign-bank-representative-offices-not-adis （2022 年 12 月 20 日閲覧）

図表 3：外国銀行の総資産ランキング

（2022 年 8 月末：単位：100 万豪ドル）

	銀行名	居住者総資産	預金	貸出	現法//支店
1	ING Bank (Australia) Limited	97,168	49,492	70,056	現地法人
2	HSBC Bank Australia Limited	59,271	31,643	32,061	現地法人
3	JPMorgan Chase Bank, National Association	34,535	13,917	3,989	支店
4	Sumitomo Mitsui Banking Corporation	32,448	10,692	26,471	支店
5	Bank of China Limited	26,963	15,837	19,399	支店
6	MUFG Bank, Ltd.	26,496	13,363	22,078	支店
7	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation	25,855	266	10,754	支店
8	Citibank, N.A.	24,835	14,539	5,798	支店
9	Mizuho Bank, Ltd	24,717	2,805	20,040	支店
10	Bank of America, National Association	24,620	4,562	16,294	支店

（出所） オーストラリア健全性規制庁、”Register of authorised deposit-taking institutions (Updated 30 November 2020)”[13] “Monthly authorised deposit-taking institution statistics”（released 30 September 2022）[14]（2022 年 11 月 15 日閲覧）

(4) 住宅金融組合･信用組合

住宅金融組合（building societies）や信用組合（credit unions）は 1959 年銀行法により業務を行っており、認可預金受入機関の一業態として商業銀行と同様にオーストラリア健全性規制庁の健全性規制に服している。2022 年 6 月末時点で、35 の住宅金融組合・信用組合があり、認可預金受入機関全体に占める資産額の割合は全体で 6.0 兆豪ドルのうち、520 億豪ドル（シェア 0.9%）である。また預金残高では、全体で 3 兆 7,586 億豪ドル、うち住宅金融組合・信用組合は 433 億豪ドル（シェア 1.15%）であり、金融機関の中でのプレゼンスは小さい。

住宅金融組合・信用組合と、これらに似た性質を持つ相互銀行を合算した全ての協同金融機関（mutual ADIs）は 2022 年 6 月末で 59 機関あり、その総資産額は 1,596 億豪ドル、資産シェアは 2.7%にとどまる [15]。

住宅金融組合、信用組合も、商業銀行と同じ銀行法のもとで管理されオーストラリア健全性規制庁（APRA）の監督を受け、商業銀行と同様に預金、貸付等の業務を実施している。資産規模では、認可預金受入機関（ADIs）の 1%程度 [16]だが、地域に根差し、会員のための金融サービス提供機関として重要な役割を果たしている。取扱金融業務の殆どが個人向け小口金融である。

会員の住宅購入や建築時の貸付を行う住宅金融組合は、会員からの預金が主な原資である。また、信用組合も同様にその原資は組合員からの預金である。

いずれの取扱金融業務も個人向け小口金融に特化している。また、信用組合では、会員以外でも融資を受けることができ、金利も会員と非会員との間の差はない。実際は、10 豪ドルを出資すれば組合に加盟することができるため、会員となるケースが

[13] https://www.apra.gov.au/register-authorised-deposit-taking-institutions
[14] https://www.apra.gov.au/monthly-authorised-deposit-taking-institution-statistics
[15] オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Statistics (released 6 December 2022)”（2022 年 12 月 10 日閲覧） https://www.apra.gov.au/quarterly-authorised-deposit-taking-institution-statistics
[16] オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Statistics (released 6 December 2022)”（2022 年 12 月 10 日閲覧）

多い[17]。信用組合や住宅金融組合は地域のコミュニティに根ざした金融機関を目指すことを謳っており、実際に高い顧客満足度を獲得している[18]。

預金受入額の規模では、住宅金融組合と信用組合のプレゼンスはADIsの預金全体の1.15%程度（2022年6月時点）である[19]。ADIsの貸出全体に占めるシェアは、住宅金融組合・信用組合が1.1%、金融会社・金融業者が5.7%（2022年6月時点）であり、これらリテール金融を総じて見れば一定数の規模となる[20]。

【参考情報：オーストラリア信用組合（Credit Union of Australia, CUA）[21]**】**

オーストラリア信用組合（CUA）は、1946年に郵便局職員向けの信用組合として設立された。当初は非常に小さな組織であったが、今やオーストラリア最大の信用組合へと成長している。全国に50以上の支店を持ち50万人以上にサービスを提供しており、家族単位の顧客を主なターゲットとしている。また、近年では若年層の取り込みにも力を入れている。具体的には、18歳未満に有利な預金金利を提供（Youth eSaver Account）しているほか、モバイルバンキングアプリの導入やフェイスブック等SNSの活用により、若年層が親しみやすい環境を整備している。

CUAでは普通預金、定期預金、貯蓄預金のような預金メニューはもちろん、マイホームやマイカーといった特定商品の購入のためのローン、家財保険や自動車保険、健康保険など、地元住人の生活を支えるための各種サービスを低金利・低コストで提供している。

また、CUAは、オーストラリア4大銀行との競合を積極的に行い、預金、融資、保険ではより良い商品・サービスを提供し、顧客満足度向上に努めている。

オーストラリア最大の信用組合CUAは2021年6月1日、正式にGreat Southern Bankと改称した。リサーチによって国民の間での信用組合の認知度の低さが判明したことが理由としている。改称によって4大銀行に対する挑戦姿勢を改めて鮮明にした。

(5) 金融会社・金融業者

認可預金受け入れ機関ではない金融機関（RFCs）に分類される金融会社・金融業者（finance companies and general financiers）は、2001年会社法（Corporations Act 2001）に基づいて設立される。ADIsがオーストラリア健全性規制庁の監督下にある一方で、金融会社・金融業者は預金業務を行っていないことから、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission, ASIC）が監督官庁となる[22]。2002年7月にFinancial Sector (Collection of Data) Act 2001が制定されたことにより金融会社の登録と分類はオーストラリア健全性規制庁（APRA）の責任になり、RFCの財務データの収集責任も2003年4月以降オーストラリア準備銀行からAPRAに移管された。資産が5,000万豪ドルを超えるRFCは資産や負債などの財務データをAPRAに申告する義務がある[23]。2022年6月時点の金融会社・金融業者の資産額は3,214億豪ドルとなっている[24]。これらの企業は主に家計や中小企業向けの融資を行っている。

---

17 2013年12月のヒアリングに基づく。

18 会員協働金融機関組合（COBA）ウェブサイト、28 JULY 2020, “COB institutions lead customer trust” https://www.customerownedbanking.asn.au/news-and-resources/media-releases/cob-institutions-lead-customer-trust（2022年12月10日閲覧）

19 オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Statistics”[19]を基に作成（2022年12月20日閲覧）

20 オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly ADI Performance”、オーストラリア準備銀行 ”Statistical Tables – Assets and Liabilities” (30 November 2022)に基づく。

21 “What’s a credit union ? CUA to rebrand as ‘Great Southern Bank’”, 2 February 2021（Update 1 June 2021）

22 https://www.rba.gov.au/fin-stability/fin-inst/main-types-of-financial-institutions.html

23 1999年12月以前は資産500万豪ドル超のRFCが対象であった。https://data.gov.au/data/dataset/e666f1fd-d030-481c-a520-7ba131ad65b3 （2022年12月10日閲覧）

24 “Assets of Financial Institutions –B1 (Publication date: 23-Dec-2022)”[24]（2022年12月20日閲覧）

金融会社・金融業者については、ADIs としてライセンスを取得していないため、預金業務を行うことはできず、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の監督の下、主に個人向けや中小企業向けの融資を行っている。資産規模は、3,214 億豪ドルと ADIs と比較すれば大きいとはいえないが、最近では一部のフィンテック企業も金融会社・金融業者として活動しており、徐々にサービスの幅を広げている。

2. 監督官庁と指導体制

オーストラリアでは、認可預金受入機関を含め金融サービス業を営むためには、原則として 2001 年会社法（Corporations Act 2001）に基づき、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）に申請し、オーストラリア金融サービスライセンス（Australian Financial Services Licence）を取得する必要がある [25]。更に、認可預金受入機関として預金業務を行う場合には、1959 年銀行法により、オーストラリア健全性規制庁（APRA）に許可を求めなければならない [26]。

ASIC は、金融市場における不正をなくすべく、会社法（Corporations Act）及び金融に関する消費者保護法制の執行を担う機関である [27]。独立した連邦政府の組織として 1998 年に設立され、2001 年証券投資委員会法（Australian Securities and Investments Commission Act 2001）を法的根拠として業務を行っている。金融業を営むオーストラリアの会社、金融市場、投資・年金・保険・預金及び信用の取扱いや助言サービスを行う金融サービス提供者（financial services organisations and professionals）の 3 分野を規制する。消費者信用（consumer credit）については、銀行、信用組合、金融会社、住宅ローン・金融仲介業を含む消費者信用活動を行う者への許可・規制を行い、金融市場については、市場関係者が、秩序立った公正で透明な市場を運営するために法律を遵守しているかの評価を行う。また、新たな金融市場の認可に関して担当大臣への助言も行う。そして金融サービスについては、年金、投資信託、株式・債券、デリバティブ、保険等を取り扱う金融サービス提供者に業務遂行の許可を与え、そうした会社が効率よく、公正に業務を行っているかを監視する。

APRA は、金融機関の健全性規制を担う機関である。1998 年 7 月にオーストラリアにおける金融監督機関として設立され、その際にオーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia, RBA）から監督権限を引き継ぎ、現在、認可預金受入機関、生命・損害保険会社、再保険会社、友愛組合、年金基金を監督している。APRA は、金融機関の健全性を保つため、多様な監督・指導体制を敷いている。年に 1～2 回、金融機関の経営者との面談によりリスクモニタリングを行う健全性コンサルテーション（prudential consultation）や、金融機関の現場で、3 日～1 週間ほど掛けてファイル管理のチェックや現場職員からのヒアリングを行う健全性レビュー（prudential review）等がある。また、金融機関から定期的にデータを提出させ、経営方針・手法やリスク管理に関する書類チェックを行うオフサイト分析（offsite analysis）も行っている [28]。

---

[25] オーストラリア証券投資委員会（ASIC）ウェブサイト ‘AFS licensees’ http://asic.gov.au/for-finance-professionals/afs-licensees/

[26] 1959 年銀行法 Section 9 Authority to carry on banking business. http://www.comlaw.gov.au/Details/C2014C00211

[27] オーストラリア政府ウェブサイト、“Financial regulation” https://www.australia.gov.au/information-and-services/money-and-tax/financial-regulation

[28] 2013 年 12 月のヒアリングによれば、当該対応は義務化されているが、オーストラリア健全性規制庁によれば、これに応じない金融機関もある。

なお、APRA と ASIC は、2010 年 5 月 18 日に覚書（memorandum of understanding）を締結し、次のように役割を分担した[29]。ASIC は、会社法制及び金融サービス法制（financial services laws）の監督、規制、執行及び金融市場や信託会社を含む金融サービスと支払・決済システム全体における市場の信頼性推進と消費者保護を担う。また、ASIC は信用提供者及びその仲介者（credit providers and intermediaries）の業務遂行許可・行動規制を含む消費者信用法制を管理する。他方、APRA は、銀行、住宅金融組合、信用組合、生命・損害保険会社、再保険会社、友愛組合、年金基金の健全性監督を行う。更に、APRA は預金保険制度（Financial Claims Scheme）を運営する。その機能を発揮し、預金者、保険加入者、投資信託保有者等の利益を保護するに当たっては、金融の安全性（financial safety）と効率性、競争、競争可能性、競争的中立性のバランスをとることが求められている。以上のように、ASIC がマクロ的観点から金融法制全般、消費者保護等の規制に責任を持つのに対し、APRA は預金受入金融機関の事業性・健全性等の監督責任を有している。

3. オーストラリアの金融制度の特徴

金融機関で中心となるのは銀行セクターで、前述の 4 大銀行（Westpac Banking Corporation, Commonwealth Bank of Australia, National Australia Bank Limited, Australia and New Zealand Banking Group Limited）が圧倒的な地位を占めており、資産額 5 位の Macquarie Bank Limited は第 1 位の Commonwealth Bank of Australia の資産の 20%程度にとどまる（前掲図表 2）。年金分野においても、主要な一般向けスーパーアニュエーション基金に資金を提供するリテールファンドのほとんどが 4 大銀行と保険大手の AMP が管理するファンドである[30]。

オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、健全性監督の観点から、4 大銀行のシェアが高いことについては特段問題視していない。競争のある市場環境を重視していることから、銀行市場が独占状態でない限り、憂慮すべき事象ではないという考えである[31]。ただし、政府の「4 大銀行政策」によりこの 4 行間での合併は禁止されている[32]。

なお、4 大銀行に次ぐ資産額 5～7 位はオーストラリアの地場銀行が占めるが、8 位にオランダ系の ING Bank （Australia）が続くほか、10 位 HSBC、11 位 JP Morgan、12 位三井住友銀行といった大手外資系銀行が上位に入るなど、対外開放度が比較的高いことも特徴である。

---

[29] オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト、”Memorandum of Understanding between the Australian Prudential Regulation Authority and the Australian Securities and Investments Commission” https://www.apra.gov.au/memoranda-understanding-and-letters-arrangement

[30] 野村（2013）による。

[31] 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

[32] オーストラリア貿易促進庁ウェブサイトによる（2022 年 11 月 25 日閲覧）。https://www.austrade.gov.au/International/Buy/Australian-industry-capabilities/Financial-services/Financial-Services

4. 預金保険制度の枠組み

オーストラリアは、公的な預金保険制度が導入されていない国として知られていた。同国においてそれまで預金保険制度が存在しなかったのは、①債務者より預金者を優先的に保護する法令が整備されていたこと、②過去 100 年間で銀行が破綻した事例がなかった（州立銀行の破綻のみ）ことから、預金者が実害を受けた経験がなく、必要性が認識されていなかったことが背景にある 33。

しかし、2008 年の金融危機への対応策として、同年に、オーストラリア法人の認可預金受入機関、すなわちオーストラリアの商業銀行、住宅金融組合、信用組合、外国銀行の現地法人が取り扱う預金について各金融機関における預金者 1 人当たり 100 万豪ドルまでの預金を救済する金融請求権スキーム（Financial Claims Scheme）が整備された [34]ほか、2010 年 3 月末までの暫定措置ではあるものの、100 万豪ドルを上回る高額預金に対しても、多額預金及び資金調達に対する保証スキーム（Guarantee Scheme for Large Deposits and Wholesale Funding）により、救済が行われた [35]。

その後も運営が継続された金融請求権スキーム（Financial Claims Scheme）は、2012 年 2 月 1 日以降、保証金額の上限が 25 万豪ドルまで引き下げられ [36]、現在も 25 万豪ドルが上限となっている。保証対象については、オーストラリア法人の認可預金受入機関の預金とされており、外国銀行の在豪支店や認可預金受入機関の在外支店等は対象外となっている [37]。また、2011 年 10 月 12 日以降、外貨預金も当該保証の適用外とされた [38]。

また、同制度は「金融請求権スキーム」として損害保険の請求権についても保証対象としており、損害保険会社の破綻時には原則 5,000 豪ドルを上限に保険金請求権が保証される。また、オーストラリア市民や永住外国人が個人として有する保険金請求権は、5,000 豪ドル超の部分についても保証対象となる [39]。ただし、保証対象は基本的に保険会社の破綻前に発生していた損害に対する保険金に限られ、保険契約の掛金や未発生の損害に対する請求権は対象外となる。なお、生命保険や健康保険は同制度の対象外である。

金融請求権スキームは、保証原資にまず破綻金融機関の資産を充当し、それでも足りない場合に他行から資金を徴収する仕組みとなっており、事前に資金を確保していない。各行の保証対象預金額に対して一律 0.05%の保険料率を課すことがオーストラリア準備銀行（RBA）から提案され、当時のラッド政権もそれを了承したものの、銀行業界から反発を受けた。2013 年 9 月の政権交代により就任したアボット政権は、金融請求権スキームの充実により、預金者による銀行のモニタリング機能が働かなくなること、また、投資信託や社債等の他の金融商品よりも預金に投資するインセンティブが強まること等を理由に、保険料率の適用を保留した経緯がある。

---

33 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

34 オーストラリア準備銀行（RBA）ウェブサイト（2022 年 12 月 10 日閲覧）
https://www.rba.gov.au/publications/fsr/2009/mar/box-a.html

35 オーストラリア財務省 'Report on the Operation of the Guarantee Scheme for Large Deposits and Wholesale Funding'
https://treasury.gov.au/programs-and-initiatives-banking-and-finance/australian-governments-2008-deposit-and-wholesale-funding-guarantees/report

36 オーストラリア準備銀行 https://www.rba.gov.au/publications/bulletin/2011/dec/5.html

37 オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト 'Types of banking institutions covered under the Financial Claims Scheme'
https://www.apra.gov.au/types-of-banking-institutions-covered-under-financial-claims-scheme

38 オーストラリア政府 Financial System Legislation Amendment （Financial Claims Scheme and Other Measures） Act 2008, Section12. http://www.comlaw.gov.au/Details/C2008A00105/

39 APRA, 'Insurance policy holders covered', https://www.apra.gov.au/insurance-policy-holders-covered

第 2 章 郵便貯金制度の概要

オーストラリアの郵便事業は 200 年以上の歴史があり、現在は、1989 年オーストラリア郵便公社法（Australian Postal Corporation Act 1989）等により国営企業（Government Business Enterprise）として設立された公社形態のオーストラリア郵便公社（Australia Post）が運営している。

オーストラリア郵便公社は、金融関連業務として、公共料金（ガス、電気、電話、税金、保険料）等の払込及び為替等送金業務、旅行保険や自動車保険の代理店業務等を行っている。また、預金等の業務については、80 の他の金融機関からの受託業務として提供している [40]。

1. 設立目的・沿革概要

オーストラリアでは、1809 年に初めての郵便局が開設され、1854 年には電信サービスが誕生し、その後、各地域で郵便及び電信サービスの普及が進んだ。1901 年に当時 6 つあった英国の植民地が州となり、連邦制を採用するオーストラリア連邦国家（Commonwealth of Australia）が成立した際、郵政庁（Postmaster General's Department）と呼ばれる連邦機関が誕生し、6 つの植民地にあった郵便局と電信局が全国的に統合された。

そうした中、郵便局における銀行サービスは 1912 年 7 月にビクトリア州の州都メルボルンにあったオーストラリア・コモンウェルス銀行が本店と州内 489 の郵便局で提供を始めたのを皮切りに、翌年にはオーストラリアの全ての州都等の郵便局で同銀行のサービスを展開した。

その後、組織としては、1975 年に郵政庁がオーストラリア郵便委員会（Australian Postal Commission）とオーストラリア電気通信委員会（Australian Telecommunications Commission）に分離された。また、オーストラリア郵便委員会は 1983 年の郵便業務法（the Postal Services Act）改正により公的機関だけでなく民間の業務も代理できるようになった。更に、1989 年オーストラリア郵便公社法に基づきオーストラリア政府を唯一の株主とする公社形態のオーストラリア郵便公社となった。

2. 経営形態

オーストラリア郵便公社は、1989 年オーストラリア郵便公社法等に基づいて運営されている公社である。同法は、第 26 条で商業的義務（Commercial obligation）（可能な限り健全な商慣行に沿ったやり方で運営すること）、第 27 条で社会事業的義務（Community service obligations, CSOs）（ユニバーサルサービス）、第 28 条でその他の政府への義務（General governmental obligations）を定める [41]。CSO の達成基準については、Australian Postal Corporation (Performance Standards) Regulations 2019 が規定しており、達成状況は会計検査院（Australian National Audit Office）による評価を受ける。

---

[40] オーストラリア郵便公社ウェブサイト http://auspost.com.au/money-insurance/bank-at-post.html (2022 年 9 月 10 日閲覧)

[41] 1989 年オーストラリア郵便公社法 https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00210

オーストラリア郵便公社については、公社化以降、民営化に関する議論が長く続いている。2016 年 7 月に実施された総選挙の直前に行われた討論会で、ターンブル前首相は、将来的には部分的な民営化の可能性は排除できないが、次期政権期間においては民営化を検討しないと発言していた[42]。2020 年には、郵便物数の減少と Covid-19 の影響への対応として雇用調整や賃金削減を目的にオーストラリア郵便の民営化が進められる可能性に対する懸念から、郵便労働組合はフレッチャーインフラ・交通・地域開発・通信相に対して、郵政民営化を否定する声明を発表するよう要請している[43]。

その一方、過去には、地方部で閉鎖された銀行支店が多かったため、政府系の郵便貯金を作るべきではないかという声が議会で出ており[44]、オーストラリア郵便公社が国営銀行を創設するのではとの見方も一部あったが、同社は銀行業務を始めるだけの資金・人材がないとして、これを否定し、今後も受託業務として金融サービスを提供していくと明言している。オーストラリア郵便公社は、国営銀行となって金融機関と競合関係に陥るよりも、オーストラリア全土で広く国民にサービスを提供できる機関として、金融機関の提供サービスを補完する立場でありたいとし[45]、2014 年 6 月には地方郵便局の維持をサポートするプログラムを開始している[46]。しかし、国営郵便貯金銀行設立を求める声は消えておらず、2022 年 8 月、右派とされる市民党（Citizen party）は国営郵便貯金銀行法案を起草・公表、近いうちに議会に上程するとしている。

3. 金融サービス提供の形態

(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

オーストラリアに郵便貯金制度は存在せず、オーストラリア郵便公社自体は金融機関ではないが、民間の商業銀行が郵便局ネットワークを活用して、受委託契約に基づき、全国津々浦々に預貯金サービスを提供している。現在、インフラ・交通・地域開発・通信省（Department of Infrastructure, Transport, Regional Development and Communications[47]）と財務省（Department of Finance）の二つの省が共管するオーストラリア郵便公社が、郵便事業のほか、商業銀行や信用組合等金融機関等から金融サービス等を受託し、郵便局を通じて実施している。

すなわち、オーストラリア郵便公社は本業である郵便事業の他に、750 を超える民間企業や政府機関からの受託事業として預金業務や保険業務、さらに独自のサービスとして送金・決済業務（公共料金等の払込を含む）などを行っている。

預金業務については、約 80 の金融機関から業務の委託を受けており[48]、地方や遠隔地にある 1,800 以上の郵便局を含む、全国の 3,500 超の郵便局で提供している。預金業務を取り扱う郵便局には「Bank@Post」というロゴが表示されており、利用者は郵便局に設置されている ATM 及び窓口で預入や引出等ができる。80 の金融機関のうち、9 割以上の金融機関が預入、引出を提供している。原則として利用者に対して

---

42 2016 年 5 月に行われたテレビ討論会での発言に基づく。
https://www.afr.com/news/politics/election/election-2016-live-leaders-debate-20160512-gou37y (2022 年 11 月 5 日閲覧)

43 “Return to sender: Labor to fight government’s Australia Post delivery service changes”, https://thenewdaily.com.au/finance/consumer/2020/06/10/australia-post-jobs-changes/

44 Asia Pulse, Nov 1, 2010, ”Opposition MP calls for Australia Post to get into banking”

45 Australian Banking & Finance, 2012 年 2 月 15 日付

46 オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート（2014 年）」
http://auspost.com.au/annualreport2014/assets/downloads/AusPost_AR14_Full_report.pdf

47 モリソン首相の政府組織改革により、それまでの規制体の 1 つであった通信芸術省（Department of Communications and the Arts）とインフラ・交通・都市・地域開発省が統合されて 2020 年 2 月 1 日に設立された。

48 https://auspost.com.au/money-insurance/transfer-money/bank-at-post (2022 年 11 月 5 日閲覧)

Bank@Post 利用による追加手数料は発生しないが、2019 年以降は利用者に対して手数料を課す金融機関が出てきている。

図表 4 は郵便公社が金融業務を受託している金融機関のリストである。このうち、現金引出、預金、残高照会、business barcode deposit の 4 種のサービスをすべて提供するのは CBA、NAB、Westpac、Bankwest、Rabobank の 5 行のみ。ANZ 銀行は下記(2)で述べる理由により郵便公社と契約を結んでおらず、ANZ の顧客は Bank@Post を利用する道を断たれた。

図表 4：オーストラリア郵便が業務受託している金融機関 80 行一覧

AMP Bank	Australian Military Bank	Australian Mutual Bank
Australian Unity Bank	Auswide Bank	AWA Alliance Bank
Bank Australia	Bank First	Bank of Heritage Isle
Bank of Melbourne	Bank of Sydney	Bank of Us
Bank SA	Bankstown City Unity Bank	BankVic
Bankwest	BCU	BDCU Alliance Bank
Bendigo Bank	Beyond Bank Australia	Border Bank
Central West Credit Union	Circle Alliance Bank	Citi Australia
Coastline Credit Union	Commonwealth Bank of Australia (CommBank, CBA)	Community First Credit Union
Credit Union Australia (CUA)	Credit Union SA	Defence Bank
Dnister Ukrainian Credit Co-Operative	Endeavour Mutual Bank	Family First Credit Union
Firefighters Mutual Bank	First Option Bank	G&C Mutual Bank
Gateway Bank	Goldfields Money	Health Professionals Bank
Heritage	Holiday Coast Credit Union	HSBC Bank Australia
Illawarra Credit Union	IMB Bank	Indue Ltd
ING	Latitude Financial Services	Macquarie Credit Union
ME Bank	MOVE Bank	MyLife MyFinance
MyState Bank	National Australia Bank	Northern Inland Credit Union
P&N Bank	Peoples Choice Credit Union	Police Bank
QBank	Qudos Bank	Queensland Country Bank
Rabobank	RACQ Bank	RAMS
Regional Australia Bank	Reliance Bank	Resimac
Rural Bank	Service One Alliance Bank	St George Bank
Summerland Credit Union	Suncorp	Sydney Mutual Bank
Teachers Mutual Bank	The Mutual Bank	Transport Mutual Credit Union
UniBank	Unity Bank	Up
Westpac	Woolworths Employees Credit Union	

出所：オーストラリア郵便公社 “Bank@Post - Australia Post: Participating banks and financial institutions”（閲覧日：2022 年 11 月 5 日）

(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況

政府所有の公社であるため、郵便事業に関してはオーストラリア全体で均一なサービス提供が求められており（オーストラリア郵便公社法 27 条）[49]、2022 年 6 月末時点で全国にあった 4,310 の郵便局のうち、2,513 の郵便局は地方・遠隔地（rural and remote areas）に配置されている。店舗形態の内訳を見ると、2018 年 6 月末時点で公社直営局（corporate offices）が 718 局、認可郵便局（licensed post offices, LPO）が 2,867 局、コミュニティ簡易局（community postal agencies, CPA）が 771 局となっている [50]。地方・遠隔地の郵便局の多くは認可郵便局、コミュニティ簡易局である。

なお、店舗形態別の数は、2019 年、2020 年とオーストラリア郵便公社の年次報告書には記載されていないが、その合計数が 2021 年 6 月 3,603 局、22 年 6 月 3,598 局と年次報告書に記載されている。

図表 5：オーストラリアの郵便局数

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
直営局	846	831	827	810	786	778	761	740	728	722	720	718	－	－	717	712
認可局	2,969	2,977	2,969	2,963	2,948	2,934	2,924	2,915	2,899	2,886	2,880	2,867	－	－	3,603	3,598
簡易局	634	645	637	642	685	716	744	762	779	784	779	771	－	－		
計	4,449	4,453	4,433	4,415	4,419	4,428	4,429	4,417	4,416	4,392	4,379	4,356	4,343	4,330	4,320	4,310

（注）　各年 6 月末。

（注）　過去の認可局数には、フランチャイズ（franchised post office）を含む。フランチャイズ局は、郵便公社側が郵便サービスに必要な設備を整備してフランチャイズするもので、提供するサービス内容は郵便公社所有の郵便局と同等である。営業時間は通常、月曜～金曜は 9～17 時、土曜が 9～12 時である。フランチャイズの期間は 10 年で、都市部にあることが多い。

（出所）オーストラリア郵便公社 「アニュアルレポート（2007 年～2022 年）」を基に作成（2022 年 11 月 5 日閲覧）

認可郵便局及びコミュニティ簡易局とは、オーストラリア郵便公社と契約を締結し営業する郵便局である。1993 年にオーストラリア郵便公社と LPO が締結した協定（1993 LPO Agreement）に基づく。認可郵便局が振込や預金などの金融業務も提供するのに対して、コミュニティ簡易局は、約 9 割が雑貨店など他の業務を営む店によって運営され、郵便物の窓口交付や引受業務のみを取扱っており、金融サービスは提供していない。認可郵便局には契約期間の定めはない。また、自分の保有するライセンスを他者に販売することもできる。コミュニティ簡易局の契約は 2 年ごとに更新される [51]。

2018 年に、4 大銀行のうちコモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行、ウェストパック銀行の 3 行は Bank@Post サービスを 3～5 年間更新することで合意した一方、オーストラリア・ニュージーランド（ANZ）銀行は契約金額の面で合意に至らず、2019 年 1 月 15 日から同サービスを停止している [52]。オーストラリア郵便公社は 2017 年に Bank@Post 事業で 4,800 万豪ドルの損失を出しており、地方に

---

[49] 第 27 条第 1 項に“Australia Post shall supply a letter service”とあり、第 3 項には“at a single uniform rate of postage”が、また、第 4 項には“reasonably accessible to all people in Australia”とある。

[50] オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート（2018 年）」 https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/annual-report-2018.pdf (2022 年 11 月 5 日閲覧)

[51] https://auspost.com.au/about-us/operating-as-a-post-office

[52] オーストラリア・ニュージーランド銀行ウェブサイト https://media.anz.com/posts/2018/11/update-on-bank-post-?adobe_mc=MCMID%3D75708814272297219856107743574585734039%7CMCORGID%3D67A216D751E567B20A490D4C%2540AdobeOrg%7CTS%3D1557360000 （2022 年 11 月 5 日閲覧）

おける金融サービス維持のために主要 4 行に対して料金値上げを求めていた[53]。新契約は 1 回あたり 2.5～3 豪ドルの取扱手数料に加えて 2,200 万豪ドルの基本料金を新たに課すもので、ANZ 銀行以外の主要 3 行はこれに同意した[54]。ANZ 銀行は他主要行より Bank@Post での取扱量が少ないため、新契約のもとでは 1 回の取引にかかるコストが他主要行の 3～4 倍かかることになり、取扱手数料の値上げには同意可能だが基本料金導入には応じられないと ANZ 銀行のエリオット CEO は述べている[55]。ANZ 銀行が Bank@Post で 2019 年度に処理した銀行取引は 100 万件弱であった。この Bank@Post 新契約により、認可郵便局への委託手数料引上げが可能となった。

2021 年 6 月、CBA と NAB はオーストラリア郵便公社と協定を更新、2032 年まで今後 10 年にわたって郵便局ネットワークを活用して、（特に農村部、遠隔地、さらに零細企業に対して）銀行サービスを提供することを大枠合意した。LPO、CPA 等の地方局は大半が中小零細企業ないし家族経営であり、地方部の住民の銀行サービスへのアクセスを担保・維持するうえで重要な役割を担っている。銀行との協定更新は、維持投資資金の余裕のない地方局の長期的な持続可能性を支援する上で重要性が高い。また、デジタル化・オンライン化が進む中でも少なからず存在する対面・店頭サービスを希望する顧客のニーズにも 3,500 余の Bank@Post 店舗で対応できることは、支店閉鎖を進めている銀行にとってもメリットは大きいといえる。

(3) オーストラリア郵便公社の経営状況

本業である郵便関連業務については、今後郵便物数は減少すると見込んでおり、収益構造の変革にも取り組んでいる[56]。

2016 年からは普通郵便の切手額を 70 セントから 1 豪ドルへ値上げするとともに、通常配送の所要日数を長くし、優先配送区分（1.5 豪ドル）を新設するなど収益改善に取り組んでいるが、郵便事業を黒字化するのは構造的に不可能とのコメントを発表し、郵便事業には見切りをつける姿勢を鮮明にした[57]。

近年は E コマースの普及が進み小包宅配業の収益は拡大したものの、郵便業は値上げを行った影響もあり需要が減少した。前 CEO クリスティン・ホルゲート氏[58]は、値上げ以外の方法での収益建て直しを目指してきた。具体的には、輸送効率の高い電動三輪バイクの導入や自動区分センターの強化などを行っている[59]。

2022 年度（2022 年 6 月期）の収益（revenue）は上半期に小包宅配事業が堅調に伸びたこと、下半期に e-コマースが通常成長率に戻ったこと等を理由として、89.7 億豪ドルと前年度 82.7 億豪ドルの 8.5%増となった。郵便の取扱量は引き続き減少軌

---

53 “Regional ANZ customers 'disgusted' and 'furious' over loss of Bank@Post services”, https://www.abc.net.au/news/2019-01-14/anz-customers-lose-banking-service-at-australia-post/10713156

54 2019 年度は計 74 の金融機関が複数年の Bank@Post 新契約にサインした。オーストラリア郵便「Annual Report 2019」p.8

55 “ANZ chief says Australia Post access fee is unfair”, https://www.afr.com/companies/financial-services/anz-chief-says-australia-post-access-fee-is-unfair-20181022-h16yfl

56 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。郵便事業は縮小していく方向だが、郵便公社がそれを理由に地方部の郵便局数を閉鎖する考えはないということであった。

57 Australian Financial Review, 26 February 2016, “Dead letter day for Aussie Post” http://www.afr.com/news/economy/dead-letter-day-for-aussie-post-20160226-gn4ihd

58 同氏は、2018 年にコモンウェルス銀行、ウェストパック銀行、NAB 銀行との Bank@Post 受託契約を自社に有利な形で更新することに成功した社内幹部へ高級時計を贈与したことが問題となり、2020 年 11 月に辞任した。

59 シドニー・モーニング・ヘラルド紙ウェブサイト（2019 年 2 月 19 日付）https://www.smh.com.au/business/companies/australia-post-letters-delivers-bad-news-despite-parcels-boom-20190219-p50yui.html （2022 年 11 月 5 日閲覧）

道にあり、収益面でも 2018 年の 24.3 億豪ドルが 22 年には 17.8 億豪ドルまで縮小した [60]。郵便事業の衰退と小包宅配事業の膨張という構図がますます明確になってきた。小包事業の拡大はコロナ禍も大きな要因となっている。

(4) 店舗・ATM 配置戦略

金融業務については、ユニバーサルサービス（community service obligations, CSOs）の提供義務は特に定められていないものの、オーストラリア郵便公社では地方・僻地では郵便局が重要な役割を果たしていると自任している [61]。前述のとおり、郵便事業についてはオーストラリア全体で均一なサービス提供が求められているため、郵便局数等については下記図表 6 のような達成基準が定められている。都市部では少なくとも 90%の居住者が郵便局の 2.5km 圏内、地方・遠隔地では少なくとも 85%が 7.5km 圏内に位置するよう郵便局を配置している [62]。

2022 年 9 月初、オーストラリア郵便公社は全国 4,300 超の郵便局店舗の見直しを実施中であると発表した。コロナ禍およびその結果としてのオンラインサービスの普及によって店頭に来る顧客が激減したことを受けて、都市部で最大 30 局の郵便局閉鎖を検討しているとのこと。ただし、地方/遠隔地（rural and remote areas）の郵便局は見直しの対象になっていない。

図表 6：オーストラリア郵便公社の CSOs 達成状況（2022 年 6 月）

拠点数	目標	実績
郵便局	4,000	4,310
うち、地方・遠隔地	2,500	2,513
郵便ポスト	10,000	14,982
都市部における 2.5km 圏内人口	90.0%	93.7%
地方・遠隔地における 7.5km 圏内人口	85.0%	88.8%

（出所）Australia Post Annual Report 2022、2 ページ

(5) DX の推進

オーストラリア郵便公社はデジタル技術の活用も進めている。2017 年には Digital iD という携帯用アプリの提供を開始した。パスポートや運転免許証などの個人情報や指紋を登録することで、郵便物の受け取りの際や政府が行っているサービスを受ける際の本人確認の証明として提示ができるようになった。一部の州ではこのアプリを利用して、アルコールを購入する際の年齢の証明を行うことができるようになっている [63]。

金融業務については、重要な収益源として投資を集中させている。特に最近では、実店舗にとらわれず、ネット上でも公共料金の支払や請求書の管理ができるほか、送金もオンラインで申し込めるサービスを提供している。

加入者管理型の年金基金である自己運用ファンド（self-managed super fund, SMSF）を管理する個人に対しては、2014 年 7 月より雇用者からの拠出金や各種通知

[60] Australia Post Annual Report 2022, p.15
[61] オーストラリア郵便アニュアルレポート 2019 および 2020
[62] “Australian Postal Corporation (Performance Standards) Regulations 2019”, https://www.legislation.gov.au/Details/F2020C00432
[63] https://www.digitalid.com/personal/ （2022 年 11 月 5 日閲覧）

受領のためにオンライン窓口の設置が義務付けられているが、オーストラリア郵便公社では有料でこの IT サービスを提供している [64]。なお、一部金融機関では資産信託業務と合わせたパッケージとして電子窓口を提供している例も見られるが、オーストラリア郵便公社は窓口サービス（gateway service）に特化している。

4. 預金業務概要

預金等の金融サービスについては、金融機関からの受託業務として行っている。郵便局での受託金融商品・サービスは、その取扱いがシンプルなものであることが第一の条件である。また、業務委託をする金融機関は、オーストラリアの銀行許可を得ている金融機関であることが前提で、郵便局がその金融機関の信用格付に基づいて審査を行い、郵便局と当該金融機関間で受委託契約を締結した後、郵便局のネットワークを通じて金融関連サービスが提供される。オーストラリア郵便の子会社 Australia Post Services Pty Ltd が ASIC から取得した金融サービスライセンス（Australian Financial Services Licence）を所有しており、郵便局で提供する金融サービスに対して責任を持つ。

全国 4,300 余の郵便局のうち、Bank@Post を提供している郵便局は 2021 年 6 月で 3,540 あり、このうち、1,679 が他に金融機関のないコミュニティに存在する。

5. 口座維持手数料等の導入状況

オーストラリア郵便公社は窓口サービスをする立場であり、各金融機関が提供する金融商品の条件次第であり、郵便公社が独自に徴収する口座維持手数料というものはない。

6. リスク性金融商品概要

オーストラリア郵便公社は窓口サービスをする立場であり、各金融機関が提供する金融商品の条件次第。郵便公社が独自に提供するリスク性金融商品はない。

7. 貸付業務概要

オーストラリア郵便公社は窓口サービスをする立場であり、各金融機関が提供する金融商品に基づき貸付を実施。郵便公社が独自に実施する貸付業務はない。

8. 金融包摂への取り組み

LPO、CPA 等の地方郵便局は、単に小包を集配する場所という以上の重要性を持つ。銀行その他の金融サービスがオンライン化・店舗閉鎖を進めているなか、地方局はすべての国民に基本的な郵便・金融サービスへの公平なアクセスを保証するうえで

---

[64] オーストラリア郵便公社ウェブサイト ‘Self-Managed Super Fund (SMSF)’
https://auspost.com.au/money-insurance/self-managed-super-fund

ますます重要性を増している。こうした地方局はまた、デジタルに弱い、僻地に居住している等々の社会的に脆弱な国民に対して対面でのサービスを提供している。

地方局は郵便局ネットワークの 80%を構成する。しかし、地方局はオーストラリア郵便公社が保有・運営するものではなく、ほとんどが *1993 LPO Agreement* のもとで働く中小零細ビジネスのオーナーによって所有・運営されている。この地方局以外に金融サービス機関が存在しない市町村が数多く存在することを踏まえると地方局の持続可能性はそのようなコミュニティにとって死活的重要性を持つ。

かかる認識を踏まえ、2019 年 2 月、オーストラリア郵便公社は認可郵便局（LPO）と新しい協定を締結した。1993 年の LPO 協定以来 26 年間で初めて認可郵便局の報酬体系を大幅に改定し、最低委託料の 25%引き上げ、数種の取扱手数料の 50%引き上げを実施するという画期的な協定であった（2019 年 1 月に遡及実施）。

オーストラリア郵便は委託料引き上げの狙いとして、郵便網維持に不可欠である認可郵便局ネットワークを維持するためとしている。この改定によって認可郵便局への支払い額は年間約 3,400 万豪ドル上昇した。

さらに 2022 年 2 月、community service payments の増額、および representation allowance の金額固定方式から年 3,000 豪ドルを上限とするインセンティブ方式への変更が行われた。加えて年間の minimum payment allowance も最も遠隔の地ないし最も零細で脆弱な LPO に手厚くなる形で増額された（2022 年 1 月に遡及実施）。

ネットワークの維持という形でオーストラリア郵便公社は金融包摂に取り組んでいる。

9. 送金・決済業務概要

送金・決済業務については、公共料金支払等の Pay a bill（Post Billpay）、支払管理の Digital Mailbox、代金回収の Cash on Delivery、郵便為替の Money orders、売掛口座の Charge accounts と様々なサービスが提供されている [65]。

Post Billpay では、ガス・電力・電話料金、税・保険料等の支払いが出来る。1,000 を超える種類の料金支払いに対応し、3,200 を超える金融サービス取扱郵便局の窓口で当サービスの利用が可能である。また、24 時間利用可能なサービスとして電話、インターネットからの支払いに加えて、携帯電話・タブレットであれば、モバイル・アプリを介して、バーコードをスキャンすることで簡単に支払いが行えるようになっている [66]。

Digital Mailbox では、インターネット上で個人の支払い管理が出来るサービスを無料で提供している。自動的にメールなどから請求書を見つけ出してくれる機能や、登録された小売店での購入履歴をデジタルレシートとして閲覧することができる。また、専用サイトを通じて請求書の支払いも可能となっている [67]。

Cash on Delivery は、業者が顧客の注文した商品を自分の近くの郵便局に持ち込むと、それを顧客の近くの郵便局に配達するとともに顧客に連絡し、顧客が商品を受け取る際に代金を回収するサービスである。代金は以下に紹介する Money Orders を通じて販売元に送金される仕組みとなっている。手数料は発送側が負担する。郵便為替

[65] オーストラリア郵便公社ウェブサイト、https://auspost.com.au/money-insurance/banking-and-payments （2022 年 11 月 11 日閲覧）
[66] https://auspost.com.au/money-insurance/banking-and-payments/pay-bills-with-post-billpay
[67] https://auspost.com.au/mypost/how-to/digital-mailbox.html

（Money orders）では、全国の 3,800 を超える郵便局窓口で購入する方法がある。以前は、インターネット上で郵便為替を購入する方法もあったが、2019 年 6 月 15 日より、窓口のみの取り扱いとなっている [68]。

売掛口座（Charge accounts）では、ビジネス顧客のために簡単に売掛口座が開設できるようになっており、承認されれば各種郵便サービスを信用払い口座で利用することができる [69]。

10. インターネットバンキング

オーストラリア郵便公社によれば、全国に設置する 4,300 余の郵便局のうち Bank@Post を行う郵便局が 3,500 局以上ある。最近では実店舗だけでなく、オンラインサービスにも力を入れている。金融業ではネット上で公共料金の支払や請求書の管理ができるようになったほか、郵便業務についても MyPost Account に登録すれば、オンラインで郵便物の追跡や送付住所の変更などが行える。2017 年 6 月時点では MyPost Account の登録者は 500 万人以上であったが、2020 年 6 月時点で 1,000 万人を超え、2022 年 6 月には 1,200 万人を超えた [70]。

パソコンやスマートフォンの普及に加えて、ネットバンキングやキャッシュレス決済などオンラインでの決済手段が多様化していることを受けて、近年ではインターネット経由での買い物が盛んになっている。2017 年 12 月より、米通信販売大手の Amazon がオーストラリア市場に進出し、物品の販売だけでなく、インターネットを介して音楽や映画を提供するサービス（アマゾンミュージックリミテッド、プライムビデオ）を展開している。その他にも、Uber eats（米国系）、Deliveroo（英国系）といった出前代行サービスの進出も相次いでいる。

オーストラリア郵便公社もこれらのビジネスに対抗するために 2017 年 10 月に会員制でオンラインショッピング向けの無料配送サービス「シップスター」を開始したものの、ユーザーが伸び悩み、2019 年 7 月末に同サービスを終了した [71]。

オーストラリア郵便公社が e-コマースの小包を配達した世帯は 21 年度（21 年 6 月期）に初めて 900 万を超え（910 万）、翌 22 年度には 930 万に増えた。オーストラリアの世帯数の 8 割強に相当する。COVID-19 を要因として e-コマースに向かう世帯が増えたことによる。22 年度は毎月平均 560 万世帯がオンラインで買い物をした。これは 20 年度の平均より 150 万も多い [72]。オンラインショッピングは大方の予想をはるかに上回る速度で成長している。

11. 国際業務概要

海外への送金業務については、米ウェスタン・ユニオン社（Western Union）の送金網を通じて、200 以上の国・地域の 55 万近くの代理店に送金できる。郵便局カウ

---

[68] オーストラリア郵便公社ウェブサイト https://auspost.com.au/money-insurance/banking-and-payments/domestic-money-transfer-money-orders （2019 年 8 月 1 日閲覧）（2021 年 1 月 26 日時点で確認不能）

[69] オーストラリア郵便公社「Post charges 28 September 2020」 https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/post-guides/post-charges-guide-ms11.pdf （2022 年 11 月 12 日閲覧）

[70] Australia Post Annual Report 2022, 1 ページ

[71] シップスターウェブサイト https://auspost.com.au/shipster/ （2022 年 12 月 1 日閲覧）

[72] “AusPost shatters online records”, July 13, 2022

ンターでの最大送金額は 7,500 豪ドルで送金国によって異なる。支払いは現金もしくは EFTPOS[73]が使用出来る [74]。一部の国では、送金先の名前と携帯電話の番号があれば、携帯電話のモバイルウォレット機能を通じた送金も可能となっている。

オーストラリア郵便公社とウェスタン・ユニオン社は 2021 年 6 月、提携のスコープを拡大してデジタル送金をスコープに含めることとした。ウェスタン・ユニオンのネットワークを通じて 24 時間、オンラインで世界中に送金が可能になる。

オーストラリア郵便公社はウェスタン・ユニオン社のデジタル送金サービスを取り込んだ世界で 5 番目（英・仏・露・伊に次いで）の郵便事業体とのこと。

外貨の取扱いについては、店頭で 58 通貨（ニュージーランドドル・米ドル・英ポンド・ユーロ・香港ドル・日本円・加ドル・スイスフラン・南アランド・シンガポールドル・フィジードル・タイバーツ・インドネシアルピア・マレーシアリンギット等）の外貨現金の販売を行っている。配送は 1～2 営業日で、最低両替額は 400 豪ドル相当、最高は 5,000 豪ドル相当である [75]。また、オンラインでも 58 の通貨を購入できる。配送に 2～3 営業日を要するが、郵便局での受領が可能である。最低・最高両替額は店頭と同一である。

また、以前は、海外旅行者向けに、チャージ式の外貨プリペイドカードである、Load&Go Travel card（Visa、5 通貨まで）、Load&Go China card（Union Pay、中国元と豪ドル）、Cash Passport Platinum Mastercard（MasterCard、11 通貨まで）などのトラベル・カードを販売していたが、Load&Go card は 2018 年 8 月 1 日時点で新規発行を終了している [76]。Cash Passport Platinum Mastercard は 2019 年 6 月 20 日をもって新規発行を終了している [77]。

12. 付随業務概要

保険については、損害保険会社の代理店として、旅行保険、ペット保険を取り扱っている。生命保険は取り扱っていない。旅行保険は Zurich Australian Insurance Limited 社、ペット保険は The Hollard Insurance Company Pty Limited 社の商品をそれぞれ販売している。なお、ペット保険とは、ペットの医療費用の最大 80%を補償するものである [78]。

自動車保険と家財保険は取り扱いを停止したが、既存顧客の補償とサポートは継続される。また、その他の付随業務として、パスポートや納税者番号の申請や免許証の更新サービスなども取り扱っている。

13. 資金運用（ESG 投資関連を含む）

---

73 EFTPOS (Electronic funds transfer at point of sale, エフトポス)とは、オーストラリアとニュージーランドで普及しているシステムで、銀行口座の残高内で決済や店頭でのキャッシュアウトに使用できる決済システムである。国際ブランドよりも加盟店手数料が低い。

74 オーストラリア郵便公社ウェブサイト、https://auspost.com.au/money-insurance/banking-and-payments/international-money-transfer-with-western-union （2022 年 11 月 10 日閲覧）

75 https://auspost.com.au/money-insurance/organise-travel-money/foreign-cash （2022 年 11 月 10 日閲覧）

76 https://transferwise.com/au/blog/australia-post-currency-exchange （2022 年 11 月 10 日閲覧）

77 https://auspost.com.au/money-insurance/organise-travel-money/cash-passport-platinum-mastercard

78 https://auspost.com.au/pet-insurance （2022 年 11 月 10 日閲覧）

オーストラリア郵便公社は窓口サービスをする立場であり、各金融機関が金融商品の資金運用を実施。郵便公社が独自に実施する資金運用の業務はない。

14. 窓口取扱時間

設置場所に応じて営業時間が異なるが、多くの郵便局が平日午前 9 時から午後 5 時、土曜日の午前 9 時から 12 時までとなっている。加えて、大都市やショッピングセンターにある大きな局では祝日にも営業している局が一部存在する [79]。

なお、小売業店と併設している窓口は、その小売業の開店時間に合わせて営業時間を設定しているケースも多い。例えば、ショッピングセンターに併設している窓口は、一部の曜日に限り午後 9 時まで営業しているものもある。

15. 他行、他業種との業務提携

【Valiant Finance】

金融事業については、より多様な金融サービスを郵便局で提供する方針を示している。オーストラリア郵便公社は 2020 年 11 月 2 日に中小企業向けローン事業を展開する Valiant Finance 社とパートナーシップを締結し、金融機関へのアクセスが難しい地域などで中小企業経営者の資金調達を間接的に支援していくとした。Valiant Finance 社自体は直接の貸し手ではなく、潜在的な貸し手と借り手のマッチングを業とする。オーストラリア郵便公社の顧客は、公社のウェブサイトないし 3,500 の郵便局店頭で Valiant Finance 社のリファーラル・サービス（referral service）を受けることができる。Valiant Finance 社は保有する 50 余社の貸し手パネル（大手銀行から中小のニッチ銀行まで含む）からその顧客のニーズにあったベストな融資オプションと結びつける役割を担う。

【Amazon】

2017 年 10 月にオーストラリア郵便公社の最高経営責任者（CEO）に就任したクリスティン・ホルゲート（Christine Holgate）氏のもとでは、宅配事業の拡大が進められた。その一環として、2018 年 2 月からは米インターネット通販大手のアマゾン・ドット・コムから配送事業の受託を開始した [80]。

【Starshipit】

Starshipit は、2015 年に設立されたオンラインビジネスのサービスプロバイダーで、小売業者の配送業務の改善を手掛ける。

年間 2,000 個未満の小包を発送する小売り事業者にとっての簡素で利便性の高いソリューションとなっているオーストラリア郵便公社の MyPost Business と Starshipit が 2021 年になって提携することで、出荷プロセスのオートメーション化、顧客からの照会への回答時間短縮、出荷コストの削減等々、小売事業者の顧客対応（fulfillment process）のさらなる強化が期待される。

【Myer】

メルボルンの小売り百貨店チェーンの Myer は 2020 年 8 月、オーストラリア郵便公社と 3 年間の協定を締結、増大する e-コマースの需要に応えるため、9 月より公社

---

79 オーストラリア郵便公社ウェブサイト https://auspost.com.au/about-us/corporate-information/public-holiday-services（2022 年 11 月 15 日閲覧）

80 https://jp.reuters.com/article/australia-amazon-com-idJPKCN1GB064 (2022 年 11 月 15 日閲覧)。https://www.nna.jp/news/result/1682318、https://www.nna.jp/news/result/1696936（2022 年 11 月 15 日閲覧）

からメルボルン空港近くの 26,000m² に及ぶ倉庫保管ファシリティの提供を受け、e-コマース関連のロジスティクスコストと配送時間の削減を目指す。この合意はコロナ禍によるロックダウンで e-コマースが重要な収益源になっている状況に対応するものとされる。

16. 財務諸表

オーストラリアでは、2002 年に IFRS（International Financial Reporting Standards）の導入が決定され、2005 年から強制適用されている。IFRS は民間企業のみならず、非営利企業や政府等の公的機関にも適用され、オーストラリア郵便公社にも適用される。なお、オーストラリア郵便公社は、金融機関から委託を受けて金融サービスを提供しているため、その委託手数料は取扱手数料と共に一括して記録されており、金融部門単独の財務諸表は作成されていない。オーストラリア郵便公社の会計年度は 7 月～6 月である。

図表 7：オーストラリア郵便公社の連結損益計算書（2022 年 6 月期）

Consolidated ($m)	2022年	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
Revenue						
Goods and services	8864.1	8208.1	7,389.6	6,879.3	6,730.8	6,619.5
Interest			–	–	18.6	6.3
	8864.1	8208.1	7,389.6	6,879.3	6,749.4	6,625.8
Other income						
Interest	4.7	6.4	8.6	8.0		
Rents	35.2	41.2	38.4	37.5	39.4	41.8
Other income and gains	69.9	18.0	62.6	65.0	88.2	139.6
	109.8	65.6	109.6	110.5	127.6	184.0
Total income	**8973.9**	**8273.7**	**7,499.2**	**6,989.8**	**6,877.0**	6,807.2
Expenses (excluding finance costs)						
Employees	3377.9	3314.8	3297.7	3171.9	3,051.0	3,007.3
Suppliers	4890.6	4200.8	3508.2	3377.8	3,219.7	3,202.5
Depreciation and amortisation	543.6	516.7	466.5	283.3	304.2	348.6
Other expenses	68.7	96.8	120.9	83.1	150.7	81.6
Total expenses (excluding finance costs)	**8880.8**	**8129.1**	**7,393.3**	**6,916.1**	**6,725.6**	6,640.0
Profit/(loss) before income tax, finance costs and share of net profits of equity-accounted investees	**93.1**	**144.6**	**105.9**	**73.7**	**151.4**	167.2
Finance costs	(37.9)	(45.3)	(54.2)	(34.2)	(32.0)	(47.6)
Share of net profits/(losses) of equity-accounted investees	0.1	1.9	1.9	1.6	6.3	6.5
Profit/(loss) before income tax	**55.3**	**100.7**	**53.6**	**41.1**	**125.7**	126.1
Income tax (expense)/benefit	(5.8)	(31.1)	(10.7)	(0.5)	8.5	(30.7)
Net profit/(loss) for the year attributable to equity holders of Australian Postal Corporation	**49.5**	**69.6**	**42.9**	**40.6**	**134.2**	95.4
Net profit/(loss) for the year attributable to:						
Owners of the parent	49.5	69.6	42.9	40.9	136.5	97.0
Non-controlling interest		-	–	(0.3)	(2.3)	(1.6)
Other comprehensive income						
Items that will not be reclassified to profit or loss						
Remeasurements of defined benefit plans	110.4	373.8	(161.7)	(25.3)	246.6	349.0
Other items	-	-	0.1	(0.5)	10.4	–
Income tax on items that will not be reclassified to profit or loss	(33.1)	(112.1)	48.5	7.6	(76.5)	(104.2)
Total items that will not be reclassified to profit or loss, net of tax	**77.3**	**261.7**	**(113.1)**	**(18.2)**	**180.5**	244.8
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss						
Other items	(1.2)	4.4	–	(4.7)	10.3	(17.1)
Reclassifications to profit or loss	(0.6)	(4.1)	2.8	(1.4)		
Income tax on items that may be reclassified to profit or loss	0.6	(0.6)	(0.3)	1.7	(2.9)	4.4
Total items that may be reclassified to profit or loss, net of tax	**(1.2)**	**(0.3)**	**2.5**	**(4.4)**	**10.3**	(12.7)
Other comprehensive income for the year	**76.1**	**261.4**	**(110.6)**	**(22.6)**	**190.8**	232.1
Total comprehensive income/(loss) for the year attributable to equity holders of Australian Postal Corporation	**125.6**	**331.0**	**(67.7)**	**18.0**	**325.0**	327.5
Total comprehensive income/(loss) for the year attributable to:						
Owners of the parent		-	(67.7)	18.3	327.3	329.1
Non-controlling interest		-	–	(0.3)	(2.3)	(1.6)

（注）単位：百万豪ドル
（出所）オーストラリア郵便公社、Australia Post Annual Report 2022

図表 8：オーストラリア郵便公社の貸借対照表（2022 年 6 月期）

Consolidated ($m)	2022年	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
Assets						
Current assets						
Cash and cash equivalents	380.9	653.1	775.3	628.0	592.2	442.7
Trade and other receivables	820.0	770.5	786.9	788.5	747.2	722.3
Prepayments	130.7	122.4	153.0	126.5	120.0	117.0
Inventories	76.9	72.8	62.8	53.0	50.7	50.2
Income tax receivable	15.9	-	-	16.9	-	-
Other current assets	4.6	5.0	6.0	13.6	16.2	11.1
Asset Held for Sale		-		-	211.4	138.2
Total current assets	**1,429.0**	**1,623.3**	**1,784.0**	**1,626.5**	**1,737.7**	1,477.9
Non-current assets						
Finance lease receivable					-	96.7
Net superannuation asset	950.5	931.2	626.9	850.3	918.7	700.4
Property, plant and equipment	1,906.7	1,909.3	1,784.2	1,758.9	1,599.3	1,559.8
Intangible assets	798.6	714.6	708.5	734.1	741.5	859.0
Right-of-use assets	957.9	1,026.9	1,032.2	-		
Investment property	160.5	157.8	161.8	181.5	168.9	169.0
Deferred tax assets	656.7	668.4	653.1	356.3	386.5	400.4
Equity-accounted investees	9.9	9.3	7.8	5.9	11.4	247.9
Other non-current assets	33.3	24.1	26.8	29.2	25.1	26.2
Total non-current assets	**5,474.1**	**5,441.6**	**5,001.3**	**3,916.2**	**3,851.4**	4,059.4
Total assets	**6,903.1**	**7,064.9**	**6,785.3**	**5,542.7**	**5,590.9**	5,537.3
Liabilities						
Current liabilities						
Trade and other payables	1,208.9	1,152.7	1,055.0	1,016.5	957.0	1,099.8
Employee provisions	764.1	791.9	768.8	743.9	749.7	772.0
Interest-bearing liabilities	-	100.0	249.9	-	-	-
Other provisions	15.9	20.8	19.3	12.1	16.7	29.4
Current lease liabilities	240.3	213.6	183.5	-		
Income tax payable	-	30.4	-	-	36.3	85.2
Other current-liabilities		–	-	19.6	13.6	-
Total current liabilities	**2,229.2**	**2,309.4**	**2,276.5**	**1,792.1**	**1,773.3**	1,986.4
Non-current liabilities						
Interest-bearing liabilities	350.3	363.4	467.4	713.5	703.0	702.7
Employee provisions	246.2	275.5	263.7	249.9	236.3	272.9
Other provisions	60.8	48.2	47.5	47.5	46.2	44.2
Non-current lease liabilities	825.7	920.4	947.4	-		
Deferred tax liabilities	609.7	660.1	579.2	357.9	393.2	356.4
Other non-current liabilities	4.0	-	0.5	68.7	70.4	44.8
Total non-current liabilities	**2,096.7**	**2,267.6**	**2,305.7**	**1,437.5**	**1,449.1**	1,421.0
Total liabilities	**4,325.9**	**4,577.0**	**4,582.2**	**3,229.6**	**3,222.4**	3,419.4
Net assets	**2,577.2**	**2,487.9**	**2,203.1**	**2,313.1**	**2,366.7**	2,117.9
Equity						
Contributed equity	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0
Reserves	17.8	19.0	19.3	16.8	21.2	4.9
Retained profits	2,159.4	2,068.9	1,783.8	1,896.3	1,945.5	1,713.0
Equity attributable to equity holders of the parent	**2,577.2**	**2,487.9**	**2,203.1**	**2,313.1**	**2,366.7**	2,117.9

（注）単位：百万豪ドル
（出所）オーストラリア郵便公社、Australia Post Annual Report 2022

第 3 章 民間リテール金融機関の特徴

第 1 章で既述したようにオーストラリアの銀行システムは 4 大銀行への集中度が圧倒的に高いのが特徴となっている。4 大銀行であるオーストラリア・コモンウェルス銀行（Commonwealth Bank of Australia：CBA）、オーストラリア・ニュージーランド銀行（Australia and New Zealand Banking Group：ANZ）、ウェストパック銀行（Westpac Banking Corporation：Westpac）及びナショナル・オーストラリア銀行（National Australia Bank：NAB）は The Big Four と呼ばれ、この 4 行の 2022 年 6 月末の総資産合計は認可預金受入機関（ADIs）全体の総資産（5 兆 9,966 億豪ドル）の 71.6%、貸付残高では ADIs 全体（3 兆 8409 億豪ドル）の 76.4%、預金残高では ADIs 全体（3 兆 7,586 億豪ドル）77.2%を占める。

この 4 行は総資産の規模では極めて拮抗しており、とくに NAB と Westpac の総資産順位は頻繁に入れ替わる。ちなみに 2022 年度の総資産規模は下表のとおりである。

図表 9：オーストラリアの 4 大銀行比較

	創立年	決算期	本店所在地	FY2022 総資産（億豪ドル）
CBA	1911	6 月	シドニー	12,153
ANZ	1835	9 月	メルボルン	10,857
NAB	1858	9 月	メルボルン	10,551
Westpac	1817	9 月	シドニー	10,142

出所：総資産は各銀行の 2022 年度年次報告書

本章では、2022 年度の総資産の数値に拠って、3 大銀行として CBA、ANZ、NAB の 3 行を取りあげる。

なお、決算期は必ずしも大手銀行の間でも統一されているわけではなく、CBA が 6 月、ANZ、NAB 及び Westpac が 9 月となっている。

2022 年は中央銀行であるオーストラリア準備銀行(RBA)の金利政策に大きな転換が見られた年であった。高止まりするインフレの抑制策として 5 月に 2010 年 11 月以来、11 年半ぶりの利上げに踏み切り、その後 12 月まで 8 か月連続で利上げを実行した。2020 年 11 月から 22 年 4 月まで 0.1%に据え置かれていた政策金利は 12 月 6 日、25bp の引き上げで 2012 年 1 月以来の高水準である 3.1%となった。さらに 2023 年 2 月 7 日の会合で 25bp の利上げを決定、この時点で政策金利は 3.35%に到達した。5 月以降 9 会合連続で 325bp というハイペースの引き上げとなった [81]。

この数か月、4 大銀行は基本的に中銀の利上げをそのまま自行の金利に転嫁させてきたが、12 月の利上げに対しても同様の対応をとると発表した。スタンダード変動金利がすでに 7%を超える住宅ローンの借入は今後返済負担が高まる。生活費の上昇圧力がすでに家計を圧迫しているタイミングで、財務相もこのたびの利上げは家計予算とモーゲージ返済にすでに深刻な影響を及ぼしつつあると懸念を表明している。本章

[81] RBA は、原則として毎月の第 1 火曜日に開催する金融政策理事会で政策金利を含む金融政策を決定する。毎年 1 月は夏休み期間のため、理事会の開催がなく、年最初の会合は 2 月となる。インフレ状況に鑑み、ロウ総裁は 2 月 7 日の政策発表後の声明で「今後数ヵ月でさらなる利上げが必要になる」との理事会の見解を表明した。

では、12 月の RBA 利上げへの各行の対応に絞って住宅ローン、貯蓄預金の金利を整理する。

1. オーストラリア・コモンウェルス銀行（CBA）

1911 年に連邦政府の市中銀行 Commonwealth Bank として設立された。連邦政府から出資を受ける預金・商業銀行であったが、あくまで民間の 1 銀行として存在した。1924 年から CBA には中央銀行の機能が漸次、移管され、1945 年に CBA の中央銀行機能が法文化されたが、1959 年には、オーストラリア準備銀行およびコモンウェルス・バンキング・コーポレイションを創設する法案が可決され、オーストラリア準備銀行は中央銀行の機能を受け継いだ。コモンウェルス・バンキング・コーポレイションは 1991 年に民営化されたのち、93 年に現在の Commonwealth Bank of Australia に改称された。

総資産、預金額、住宅ローン、時価総額、国内 ATM ネットワーク、モバイルバンキングアプリのダウンロード数ほか多くの面でオーストラリア最大の銀行。

2022 年 6 月末時点で 807 の支店/サービスセンターを有し、2,095 台の ATM を有する。(1 年前から支店で 68 店、ATM で 397 台減少)。

2022 年 6 月期（FY2022）の CBA グループの収益（Total Operating income）は 249 億豪ドルであり、その事業セグメント別の内訳は、リテールバンキングが 111 億豪ドル（構成比 44.5%）、ビジネスバンキングが 71 億豪ドル（28.6%）、Institutional banking and markets が 23 億豪ドル（9.2%）、ニュージーランドが 29 億豪ドル（11.6%）、Corporate center and other が 15 億豪ドル（6.0%）となっている。

(1) 総資産、融資残、預金残、口座数、市場シェア

CBA グループの 2022 年 6 月期の総資産は 1 兆 2,153 億豪ドルであった。同時点の預金残高は 8,576 億豪ドル、融資残高は 8,789 億豪ドル。

2022 年 6 月の CBA の総資産は 2022 年 6 月の ADIs 全体の 20.3%を占める。

図表 10：コモンウェルス銀行の総資産、融資残高、預金残高（各年 6 月末）

(単位：億豪ドル)

	2018/6 月	2019/6 月	2020/6 月	2021/6 月	2022/6 月
総資産	9,751.7	9,779.0	10,154.7	10,919.8	12,152.6
融資残高 (Loans, bills discounted and other receivables)	7,437.4	7,565.5	7,729.8	8,113.6	8,788.5
預金残高 (Deposit and other public borrowings)	6,222.3	6,374.2	7,034.3	7,663.8	8,575.9

注：CBA の決算期は 6 月。
出所：CBA　Annual report 2021 & 2022

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状（銀行間の比較）

【普通預金】

CBA はローン金利の引き上げと併行して普通預金（GoalSaver および YouthSaver）の金利も 2023 年 2 月 10 日から、最大で RBA 利上げ幅の 3 倍に相当す

る 75 bp の引き上げを発表した。利息の付く貯蓄性預金については、口座維持手数料は徴収されず、最小預金額の制限もない。

図表 11：コモンウェルス銀行の普通預金の金利

	引き上げ幅	引き上げ後の金利	発効日
NetBank Saver account	0.00% p.a.（据え置き）	標準金利 1.60% p.a.（口座開設後最初の 5 か月間限定で introductory rate として 4.00%p.a.を提供、その後は 1.60%p.a.）	2023 年 2 月 10 日
GoalSaver account	0.75% p.a.	標準金利 0.25% p.a.。毎月預け入れを行うこと、月末残高が月初残高より大きいことを条件として適用最高金利を 3.25%p.a.から 4.00% p.a.へ引き上げる（＝3.75% p.a.のボーナス金利）。	
YouthSaver	0.50% p.a.	標準金利 1.60% p.a。毎月残高が増えることを条件として残高 50 豪ドルを上限に（3.50% p.a.から引き上げて）4.00% p.a.を適用、50 豪ドル超過分には標準金利適用。	

出所：CBA "CBA announces rate changes" https://www.commbank.com.au/articles/newsroom/2023/02/interest-rates-february.html#:~:text=Following%20the%20Reserve%20Bank%20of,%25%20p.a.%2C%20effective%2017%20February.https://www.commbank.com.au/savings-accounts.html

【定期預金】

図表 12：コモンウェルス銀行の定期預金の金利（2023 年 1 月 4 日現在）

最高金利	他行口座への利息の振り込み	預金制限額	自動更新	途中解約要件
4.0% (1 年)	可	5,000 ～199 万 9,999 豪ドル	可	31 日の事前通知 （プリペイの調整あり）

出所：MOZO "CommBank, NAB, Westpac or ANZ – how do the big 4 term deposits compare?", 4 January 2023

【住宅ローン】

新規/既往の顧客に対して 2023 年 2 月 17 日から変動金利は 25bps 引き上げられた。

図表 13 は、50 万豪ドルの変動金利ローンに係るひと月の返済額が 2 月の利上げでいくら増えるか、RBA の利上げが始まった 22 年 5 月以前と比べてひと月の返済額が累積でいくら増えるかを示したもの。

図表 13：コモンウェルス銀行の住宅ローン金利

	現行金利	2 月の引き上げ幅	発効日	月々の返済額の増加額	
				2 月の引き上げへの対応分	22 年 5 月以降の累計増加額
標準変動金利	7.55% p.a.	0.25% p.a.	2 月 17 日	86 豪ドル	1,051 豪ドル
パッケージ変動金利	4.92% p.a.	0.25 bps	2 月 17 日	77 豪ドル	392 豪ドル
最低変動金利	4.97% p.a.	0.25 bps	2 月 17 日	77 豪ドル	831 豪ドル

出所：CANSTAR "CommBank has hiked variable home loan rates in response to the RBA", 9 February 2023 https://www.canstar.com.au/home-loans/commbank-february-rba-cash-rate-rise/

【口座維持手数料】

日々の資金の出し入れに使う普通預金口座 Smart Access の口座維持手数料は 4 豪ドル/月。ただし、オーストラリアの教育機関に在籍する全日制の学生、25 歳以下ないし年金生活者である、あるいは毎月 2,000 豪ドル以上の預け入れを行う、50,000 豪ドル以上の預金残高を有する等、所定の要件を満たせば免除される [82]。

(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状

CBA は 貯蓄、外貨口座、定期預金、個人向け・法人向けローン、オーバードラフト、設備融資、クレジットカード、国際決済、プライベートバンキング、住宅・自動車ローン等、多様な金融商品を提供している。2022 年 5 月には、若い購入者を対象としてオーストラリア最初のデジタル住宅ローン Unloan を開始した。

そのほか、子会社の CommSec が株式のオンライン・ブローカーを行っている。保険商品については、自動車保険、住宅保険、旅行保険も扱っている。

(4) 子会社、関連会社（とくにフィンテック等の銀行業高度化会社）への出資状況

CBA はオーストラリア最大の銀行で、Bankwest、Colonial First State Investments、ASB Bank (New Zealand)、Commonwealth Securities (CommSec) 、Commonwealth Insurance (CommInsure)などを傘下に抱える。

CBA は、100%子会社として X15ventures を保有している。2020 年設立の X15ventures は、'Venture Builder' （自らのアイデアと資源を使ってスタートアップを育成する機関）としても知られ、専門的知見等をフィンテック・スタートアップに提供している。

CBA は 2022 年 2 月、国内のフィンテック企業 Paypa Plane の 20%を取得したことを発表した。中小企業顧客の決済エクスペリエンスを改善して PayTo への移行を促すとともに、消費者には決済方法における選択肢を増やすことを目指す。PayTo とは、企業が顧客に対して real-time direct debit payments を提供するため新しいデジタル決済手段である。

(5) ESG 投資

2022 年 2 月に発表された CBA の"Green, Social & Sustainability Funding Framework"は、Sustainable Funding Instruments の発行を支えるガバナンスと監督の手続きを定めたものである。この枠組みの下で発行された Sustainable Funding Instruments によって調達される資金は、脱炭素に資する、あるいは特定の社会問題の軽減・改善に資する等、CBA としての適格資産の取得に充当される。

この枠組みの一環として、CBA は 2030 年までに累積で 700 億豪ドルのサステナブル・ファイナンスを提供することをコミットしている（2020 年 6 月以降 22 年 8 月までの 2 年間で 310 億豪ドルをすでに実行済）。

CBA は 2021 年末。オーストラリア初の ESG 定期預金を発売した。この預金は、サステナブルな成果を生むと認定される融資（Sustainability-Linked Loans: : SSL）

[82] "How to open a bank account in Australia with one of the Big Four banks"、16 February 2022 https://blog.currencyfair.com/how-open-bank-account-australia-big-four-banks

に全額充当される。預金者はホールセール顧客で、この預金を原資とする融資には sustainability performance target が事前設定され、借り手は事前に設定された目標（GHG 排出削減、水利用、雇用の多様性などの非財務的目標）を達成すると報酬が与えられ、未達だとペナルティを課される。

機関投資家である IFM Investors が約 2 億豪ドルをこの定期預金に投資している（IFM は通常の定期と同様、固定金利のリターンを得る。22 年 7 月時点で（発足から半年で）15 億豪ドルを調達した。豪ドル建ての成功に触発されて、ESG 定期預金は外貨建て（米ドル、ユーロ等）にも拡張しつつある。

(6) TCFD 提言への対応

CBA は 2018 年 3 月に TCFD 提言の賛同機関となった。同年、TCFD の提言に沿った最初の報告書 “Strategic report：Climate-related financial disclosures”を発表した。

CBA は 2022 年 2 月、ゼロエミッションへの移行をコミットする Net Zero Banking Alliance（NZBA）[83]に署名参加する旨を発表した。コミットメントの第 1 ステップとして、発電、燃料用石炭、上流石油ガス案件に関する暫定ターゲットを FY22 の TCFD レポートで公表するとしている。

2. オーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ）

1835 年に Bank of Australasia として英国の銀行法に基づき英国で設立された。Bank of Australasia は 1951 年、Union Bank of Australia と合併して Australia and New Zealand Bank Limited が誕生。その後、1970 年に English, Scottish and Australian Bank と合併して Australia and New Zealand Banking Group Limited が誕生した（当時のオーストラリアの銀行史上で最大の合併事案）。1977 年に本店所在地を英国からオーストラリア・メルボルンに移転し、名実ともに、オーストラリアの銀行となった。

銀行業務及び金融商品・サービスを幅広く提供する企業である。2022 年度（2022 年 9 月期）の収益（Operating Income）は 194 億豪ドルであり、その事業セグメント別内訳は、オーストラリア小売・商業部門が 94 億豪ドル（構成比 48.5 %）、機関投資家部門が 51 億豪ドル（同 26.3%）、ニュージーランド部門が 36 億豪ドル（同 18.6%）、太平洋部門 2 億豪ドル（同 1.0%）、グループセンター部門 9 億豪ドル（同 4.6%）となっている。

オーストラリアでは、370 万以上の顧客が現在 ANZ アプリを使っており、210 万人以上の顧客が ANZ　Internet Banking and Internet Banking for Business を利用している [84]。21 年 9 月末の従業員は 40,221 人 [85]。

---

83 2021 年 4 月に国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP-FI）が主催し、世界 43 の銀行で 発足した、2050 年までの投融資ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量ネットゼロを目指す民間金融機関のアライアンス。
CBA の NZBA 参加については、”Commonwealth Bank signs up to the Net-Zero Banking Alliance”. 9 February 2022

84 ANZ annual Report 2021

85 “ANZ Annual Report 2021”, 71 ページ

(1) 総資産、融資残、預金残、口座数、市場シェア

ANZ グループの 2022 年度（2022 年 9 月期）の総資産は 1 兆 857 億豪ドルであった。同時点の融資残高は 6,724 億豪ドル、預金残高は 7,973 億豪ドル。

2022 年 9 月の ANZ の総資産は 2022 年 9 月の ADIs 全体の 17.5%を占める。

図表 14：オーストラリア・ニュージーランド銀行の総資産、融資残高、預金残高（各年 9 月末）

（単位：億豪ドル）

	2018/9 月	2019/9 月	2020/9 月	2021/9 月	2022/9 月
総資産	9,431.8	9,811.4	10,422.9	9,788.6	10,857.3
融資残高 (Net loans and advances)	6,044.6	6,152.6	6,170.9	6,297.2	6,724.1
預金残高 (Deposit and other borrowings)	6,181.5	6,376.8	6,823.3	7,430.6	7,972.8

注：ANZ の決算期は 9 月。
出所：ANZ Group Annual Report 各年版

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状（銀行間の比較）

【普通預金】

ANZ の主たる貯蓄性普通預金口座は次の二つ。2023 年 2 月時点の金利は下表のとおりである。利息の付く貯蓄性預金については口座維持手数料は徴収されず、最小預金額の制限もない。

＊Online Saver：ボーナス金利は過去 6 ヵ月間に ANZ の Online Saver 口座を保有していない新規の顧客を対象に最初の 3 ヵ月に限定して付与。最高金利は 0.25%引き上げ（2.40%→2.65%）。

＊Progress Saver：ボーナス金利は、引き出しを行うことなく 1 回で新たに 10 豪ドル以上の預け入れがあった月毎に付与される。最高金利は 1%引き上げ（2.50%→3.50%）。

図表 15：オーストラリア・ニュージーランド銀行の普通預金金利

	基本金利	ボーナス金利	最高金利 (基本＋ボーナス)	預金保証対象
Online Saver	0.85% p.a.	1.80% p.a.	2.65% p.a.	○（25 万豪ドルまで）
Progress Saver	0.01% p.a.	3.49% p.a.	3.50% p.a.	○（25 万豪ドルまで）

注：2023 年 2 月 21 日現在
出所：MOZO “ANZ Savings Accounts”

【定期預金】

図表 16：オーストラリア・ニュージーランド銀行の定期預金の概要（2023 年 1 月 4 日現在）

最高金利	他行口座への利息の振り込み	預金制限額	自動的 rollover	満期以前の引き出し
4.0%（1 年～5 年まですべて 4.0%）	不可	5,000～ 9 万 9,999 豪ドル	可	31 日の事前通知および利息減額調整

出所：MOZO ”CommBank, NAB, Westpac or ANZ – how do the big 4 term deposits compare?”, 4 January 2023

【住宅ローン】

新規/既往の顧客に対して 2023 年 2 月 17 日から変動金利は 25bp 引き上げられた。

図表 17 は、50 万豪ドルの変動金利ローンに係るひと月の返済額が 2 月の利上げでいくら増えるか、RBA の利上げが始まった 22 年 5 月以前と比べてひと月の返済額が累積でいくら増えるかを示したもの。

図表 17：オーストラリア・ニュージーランド銀行の住宅ローン金利

	現行金利	2 月の引き上げ幅	発効日	月々の返済額の増加額	
				2 月の引き上げへの対応分	22 年 5 月以降の累計増加額
標準変動金利	7.39% p.a.	0.25% p.a.	2 月 17 日	86 豪ドル	1,043 豪ドル
割引標準変動金利	5.99% p.a.	0.25% p.a.	2 月 17 日	81 豪ドル	970 豪ドル
最低変動金利	4.94% p.a.	0.25% p.a.	2 月 17 日	76 豪ドル	821 豪ドル

出所：CANSTAR "ANZ has hiked variable home loan rates in response to the RBA", 7 February 2023
https://www.canstar.com.au/home-loans/anz-february-rba-cash-rate-rise/

【口座維持手数料】

日々の資金の出し入れに使う普通預金口座 ANZ Access Advantage の口座維持手数料は 5 豪ドル/月。ただし、オーストラリアの教育機関に在籍する全日制の学生、25 歳以下、60 歳以上である、あるいは毎月 2,000 豪ドル以上の預け入れを行う、50,000 豪ドル以上の預金残高を有する等、所定の要件を満たせば免除される [86]。

(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状

ANZ 銀行は、預金口座、クレジットカード、住宅ローン、プライベートバンキング、インターネットバンキング及びそれに関わる各種ソリューションサービス（キャッシュフローマネジメント、退職金投資アドバイス等）や外為サービスを提供している。リスク性商品に関しては、ANZ 銀行は 2021 年 9 月、コア事業に集中する戦略の一環として、ANZ Share Investing の顧客を CMC Markets に移行させることで CMC Markets と合意に達したと発表した [87]。CMC Markets はすでに 2018 年から ANZ Share Investing ブランドで株式取引を運営していたが、移行完了後は ANZ の株式取引由来の収益はゼロとなる。

保険商品としては、住宅、自動車、生命保険等を取り扱っている。

(4) 子会社、関連会社（とくにフィンテック等の銀行業高度化会社）への出資状況

ANZ 銀行は 2022 年 4 月現在、4 大銀行のなかで唯一、他の銀行・金融機関を子会社として国内に保有していない [88]。しかし、7 月になって新たな動きが出てきた。ANZ 銀行は 2022 年 7 月 18 日、リテールバンキングの強化を目的に、Suncorp 銀行を Suncorp グループから 49 億豪ドルで買収することで合意したと発表した。本ディールは、財務相とオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）の承認、およびクィーンズランド州法の改訂が必要であり、ANZ 銀行は 12 月に ACCC に買収承認申請を提出した。本買収事案には競争環境を著しく損なう恐れありとして各方面から懸念・

[86] "How to open a bank account in Australia with one of the Big Four banks"、16 February 2022
https://blog.currencyfair.com/how-open-bank-account-australia-big-four-banks
[87] ANZ "ANZ Share Investing customers to transition to CMC Markets platform", 16 September 2021
[88] CANSTAR "Compare the Big Four banks in Australia", 29 April 2022

反対が表明されている。ACCC は通常、申請受理から 90 日以内に結論を出すことになっているが、申請者の同意があればこの期間を延長することができ、この場合、ANZ 銀行は 2023 年 6 月 12 日までの延長に同意している [89]。

ANZ 銀行は、破壊的なデジタル技術を持つプレイヤーとの提携を進めることで次世代バンキングへの備えを急いでいる。2022 年 5 月時点で、ニュージーランドで中小企業の財務・人事のアドバイザリーサービスを行うフィンテック AIDER 、オンライン住宅ローンプラットフォームを運営する Lendi （同業の Macquarie 銀行グループに次ぐ第 2 位の株主）、オーストラリア初のフィンテック・ユニコーン AirWallex、バーチャルカード・ソリューション企業 DiviPay 等をはじめとする 12 社をポートフォリオに抱えている [90]。

ANZ 銀行は 2022 年 2 月、気候変動関連の投資ファイナンスのエキスパートを擁するアドバイザリーグループ Pollination に 5,000 万ドルのマイノリティ出資を実施した。ANZ の法人顧客の「ネットゼロ」への移行を後押しする戦略に沿ったもの。国内で環境の持続可能性に強い銀行としての指導的立場を固める狙いもあるとされる。

(5) ESG 投資

ANZ 銀行は、炭素排出量を削減する顧客の取り組みを支援するため、2025 年までに最低 500 億豪ドルのサステナブル・ファイナンスを行うという目標を設定していたが、2019 年 10 月以来 22 年上半期までの実績 310 億豪ドルと前倒しでの達成が見えてきたことから、2022 年 11 月 25 日、ANZ は上記ターゲットを更新し、「2030 年までに 1.000 億豪ドル」へと目標を引き上げたことを発表した [91]。資金の一部は、エネルギー効率の良い設備を購入する企業向けの低金利融資やエネルギー効率の良い大型オフィスビルの建設向け融資といった取り組みに充てる。

(6) TCFD 提言への対応

2017 年 6 月、オーストラリアの銀行で最初に TCFD 提言の賛同機関となった。ANZ Climate Change Statement のなかで、地球の温度上昇を産業革命以前に比して 2℃以内に抑制するグローバルな取り組みを推進するための規制の動きに対して支持を表明している。当該レポートのなかで、気候変動にかかる最大のリスクも機会もその融資活動から招来すると述べている。

ANZ 銀行は、オーストラリアで最初に Net Zero Banking Alliance（NZBA）に署名した銀行である。

3. ナショナル・オーストラリア銀行（NAB）

1858 年に設立された National Australasia Bank が 1981 年にシドニー商業銀行 Commercial Banking Company of Sydney Limited（1834 年創業）と合併して National Commercial Banking Corporation of Australia Limited が誕生、その後現在の銀行名である National Australia Bank Limited に改称した。本店所在地：メルボルン。

---

[89] Mortgagebusiness “ACCC to rule on ANZ-Suncorp merger in June 2023”, 14 December 2022

[90] ITVibes ”ANZ Group Preparing for Next Generation of Banking with Investments in Disruptiv e Digital Technologies”, 31 May 2022

[91] SenecaESG “ANZ shells out AUD 100 bn to support customers in net-zero transition”, 30 September 2022

NAB グループの 2022 年度（2022 年 9 月期）の収益（net operating income）は 183 億豪ドルであり、その事業セグメント別内訳は Business and Private Banking が 70 億豪ドル（構成比 38.5%）、Personal Banking が 46 億豪ドル（同 25.0%）、Corporate and Institutional Banking が 35 億豪ドル（同 19.0%）、New Zealand Banking が 28 億豪ドル（同 15.4%）。Corporate Functions and Other が 4 億豪ドル（同 2.1%）であった [92]。

(1) 総資産、融資残高、預金残高、口座数、市場シェア

NAB グループの 2022 年度（2022 年 9 月期）の総資産は 1 兆 551 億豪ドルであった。融資残は 6,805 億豪ドル、預金残は 6,835 億豪ドルであった。

NAB の 2022 年 9 月の総資産は 2022 年 9 月の ADIs 全体の 17.0%を占める。

図表 18：ナショナル・オーストラリア銀行の総資産、融資残高、預金残高（各年 9 月末）

＜単位：億豪ドル＞

	2018/9 月	2019/9 月	2020/9 月	2021/9 月	2022/9 月
総資産	8,065.1	8,471.2	8,665.7	9,259.7	10,551.3
融資残高 (Loan)	5,679.8	5,877.5	5,839.6	6,211.6	6,804.3
預金残高 (deposit and other borrowings)	5,031.5	5,220.9	5,461.8	6,050.4	6,835.3

注：NAB の決算期は 9 月
出所：NAB “Annual Report 2022”各年版（2022 年版は 158 ページ）

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状（銀行間の比較）

【普通預金】

NAB の主たる普通預金口座は次の二つ。2023 年 2 月 17 日以降の金利は下表のとおりである：
＊Reward Saver：ボーナス金利は引出を行うことなく新規の預け入れを行った月毎に付与される。最高金利は 75bp の引き上げ。
＊iSaver：ボーナス金利は預入れ最初の 4 ヵ月に限定、必要な時はいつでも口座アクセス可能。最高金利は 25bp の引き上げ。

図表 19：ナショナル・オーストラリア銀行の普通預金金利（2022 年 12 月 24 日現在）

	基本金利	ボーナス金利	最高金利（基本＋ボーナス）	預金保証対象
Reward Saver	0.35% p.a.	3.65% p.a.	4.00% p.a.	○（25 万豪ドルまで）
iSaver	1.35% p.a.	2.65% p.a.	4.00% p.a.	○（25 万豪ドルまで）

注：2023 年 2 月 17 日発効
出所：MOZO “NAB savings account comparisons for February 2023”

[92] NAB “Annual Report 2022”， 158 ページ

【定期預金】

図表 20：ナショナル・オーストラリア銀行の定期預金の概要（2022 年 12 月 1 日現在）

最高金利	他行口座への利息の振り込み	預金制限額	自動的 rollover	満期以前の引き出し
4.0%（1 年～5 年まですべて 4.0%）	可	5,000~ 49 万 9,999 豪ドル	可	31 日の事前通知

出所：MOZO "CommBank, NAB, Westpac or ANZ – how do the big 4 term deposits compare?", 4 January 2023

【住宅ローン】

新規/既往の顧客に対して 2023 年 2 月 17 日から変動金利は 25bp 引き上げられた。図表 21 は、50 万豪ドルの変動金利ローンに係るひと月の返済額が 2 月の利上げでいくら増えるか、RBA の利上げが始まった 22 年 5 月以前と比べてひと月の返済額が累積でいくら増えるかを示したもの。

図表 21：ナショナル・オーストラリア銀行の住宅ローン金利

	現行金利	2 月の引き上げ幅	発効日	月々の返済額の増加額	
				2 月の引き上げへの対応分	22 年 5 月以降の累計増加額
標準変動金利	7.52% p.a.	0.25% p.a.	2 月 17 日	86 豪ドル	1,050 豪ドル
パッケージ変動金利	6.67% p.a.	0.25% p.a.	2 月 17 日	83 豪ドル	1,007 豪ドル
最低変動金利	4.99% p.a.	0.25% p.a.	2 月 17 日	77 豪ドル	862 豪ドル

出所：出所：CANSTAR "NAB has hiked variable home loan rates in response to the RBA", 7 February 2023
https://www.canstar.com.au/home-loans/nab-february-rba-cash-rate-rise/

【口座維持手数料】

NAB は 4 大銀行のなかで唯一、満たすべき条件を一切つけずに月々の口座維持手数料を無料としている [93]。

(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状

預金商品（普通、定期）、クレジットカード、リース、住宅ローン、外国為替、確定拠出年金（superannuation）、有価証券の保管・管理サービス（custodial service）、プライベートバンキング等を提供している。リスク性商品としては国債、株式も扱う。そのほか、損害保険、生命保険も扱う。

(4) 子会社、関連会社（とくにフィンテック等の銀行業高度化会社）への出資状況

NAB は 2008 年に店舗を持たない direct banking サービスとしてインターネット専業銀行 Ubank を立ち上げて保有しているが、2021 年 1 月、買収したもう一つのネット専業銀行 86400 を Ubank に統合すると発表した。

2022 年 6 月、NAB は Citibank のオーストラリア支店である Citigroup Pty Ltd (Citi)から consumer banking business を買い取った。

[93] Finder "Best bank in Australia: Big Four vs smaller banks", 6 February 2023
https://www.finder.com.au/savings-accounts/big-four-banks

(5) ESG 投資

NAB は、2019 年に、国連環境プログラム金融イニシアチブ（UNEP-FI）の気候変動対策への共同コミットメント（Collective Commitment to Climate Action: CCCA）に署名した唯一のオーストラリアの銀行として、2050 年までに「ネットゼロ」を達成すること、および 2025 年までに 700 億豪ドルの環境資金を提供することを約束している [94]。

化石燃料発電への融資政策の見直しを行い、今後貸出の管理において IEA の net zero emissions (NZE 2050)シナリオをレファレンスとして使用するとしている。

2021 年 12 月、NAB は Net Zero Banking Alliance（NZBA）にも署名参加を行った。

NAB Ready Together というプログラムがある。自然災害等に対するレジリエンスを強化する目的で、慈善活動、ボランティア活動、自然ベースのソリューションへの投資活動等を糾合するもの。気候変動のインパクトは自然災害の発生頻度と深刻度を高めるとの認識に立って、NAB グループは顧客、スタッフ、コミュニティへの支援を続けるとしており、2022 年に大規模な洪水災害に見舞われたクィーンズランド州とニュー・サウス・ウェールズ州などに対して、NAB と NAB 基金は NAB Ready Together を通じて 487 万豪ドルを拠出した。

(6) TCFD 提言への対応

2017 年 10 月に TCFD 提言の賛同機関となった。2022 年 11 月に最新の気候変動レポート”2022 Climate Report”を発行している。

NAB はコミュニティの脱炭素化、レジリエンス強化を重要課題として取り組んでおり、その進捗を測る物差しの一つとして 2016～2025 年に 700 億豪ドルの環境ファイナンスを提供するという目標を立てているが、”2022 Climate Report”によると 2022 年に累積で 708 億豪ドルに到達、2025 年の目標を 3 年前倒しで突破した [95]。

---

94 NAB “NAB updates ESG-related credit policy and risk settings”, 11 September 2021
95 NAB “2022 Climate Report”, 34 ページ

第 4 章 最近の金融動向と今後の展望

1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向

(1) フィンテックの動向

2016 年にオーストラリア政府は、世界的なフィンテックの潮流をオーストラリアにも取り込むべく、FinTech Advisory Group を創設した。FinTech Advisory Group はフィンテック分野の専門家を集め、同分野における政策へのアドバイスを行うほか、産業育成に向けた計画立案のサポートを行う [96]。

オーストラリアでは、融資や決済などの金融業務を行う事業者は、原則はライセンスの取得が必要だが、フィンテック分野においては、2016 年 12 月にオーストラリア証券投資委員会（ASIC）が、フィンテックの振興に向けて、金融業への進出における規制緩和（FinTech regulatory sandbox）を行っている。この規制緩和により、最大 12 カ月はテスト期間としてライセンスを取得しなくても事業が行えるようになった。2020 年 9 月 1 日からは、後継として Enhanced regulatory sandbox（ERS）に置き換わり、テスト期間が最大 24 カ月に延長されたほか、生命保険や退職年金関連のサービス等も対象となった [97]。Regulatory sandbox とは、地域限定や期間限定で現行法の規制を一時的に停止することによって、新しい金融技術や革新的なビジネスモデルを持つ企業が試行錯誤による実証実験を既存規制に抵触することなく安全に行える環境を提供し、もって技術革新の加速をうながすことを趣旨とする制度である。政府はその成果をもとに必要な規制の見直しにつなげていく。

また、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）はフィンテックの更なる進展を目指し、2017 年 6 月には、日本の金融庁とフィンテックに係る協力枠組みを構築した [98]。これにより、フィンテック企業の紹介、また紹介した企業へのアドバイスやサポートを求めることができるほか、ASIC と日本金融庁の間での規制や産業動向などに関する情報交換が容易になった。その他にも、ASIC は、中国証券監督管理委員会、香港証券先物委員会、マレーシア証券委員会といった海外機関とフィンテック分野における協力関係を結んでいる。

その成果としてフィンテックはオーストラリアで顕著な成長を遂げた。2017 年に約 400 社だったフィンテックは、KPMG が 2019 年 9 月に同国のフィンテック市場を調査したときは 630 社に増えていた。21 年初の時点で 730 を超え（1 年強で 100 社が新規に参入）、現在は 800 を超える [99]。さらにフィンテック振興機関 Fintech Australia は、国内フィンテックの生み出す収益は 2015 年の 2.5 億豪ドルから 2020 年には 40 億豪ドルを超えると推計している [100]。

フィンテックの業務の多くは伝統的金融サービスの周縁分野に限定されていたが、コロナ禍で移動制限、消費者の非接触志向が広がり、それへの対応として進んだ金融のデジタル化を革新的商品・サービス開発の好機と捉えたフィンテックセクターが急伸、近年は伝統的サービスのコア商品を破壊し始めている。

---

96 https://www.directory.gov.au/portfolios/treasury/department-treasury/fintech-advisory-group （2022 年 10 月 25 日閲覧）

97 オーストラリア証券投資委員会（ASIC）ウェブサイト https://asic.gov.au/for-business/innovation-hub/enhanced-regulatory-sandbox/ （2022 年 10 月 25 日閲覧）

98 https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20170623.html （2022 年 10 月 25 日閲覧）

99 Biz Latin Hub “How is fintech changing Australia’s financial sector?”, August 21, 2022

100 Financial Review ”Fintech growth: local sector to deliver $4 billion by 2020, research says”, Jan.31, 2020

大手国際会計事務所の KPMG は、「世界を牽引するフィンテック TOP100（The Fintech100）」報告書において、世界各国のフィンテック企業から「成功している 50 社（Leading 50）」と「注目の新興企業 50 社（Emerging 50）」の計 100 社を選定している。オーストラリアには有力 FinTech 関連企業が多く、2017 年は世界 100 社中 10 社が選定され 2 位、2018 年、2019 年の調査では、順位を落としたが依然 7 社がランクインして世界 5 位となった。Leading 50 には支払いを簡単に分割後払いにできる AfterPay Touch やクロスボーダー決済に特化する Airwallex など 3 社が、Emerging 50 には住宅ローンの早期返済サービスを提供する Athena Home Loan や銀行アプリと連携した電子領収書サービスを提供する Slyp など 4 社が選出されている。

なお、2017 年の報告書で Leading 50 に選出された中小企業向けのオンライン融資を行うオーストラリア企業「Prospa」が 2019 年 6 月 11 日にオーストラリア証券取引所に上場を果たすなど、同報告書で選出された企業の成功事例も散見されている [101]。

図表 22：「世界を牽引するフィンテック TOP100」に選出された企業数

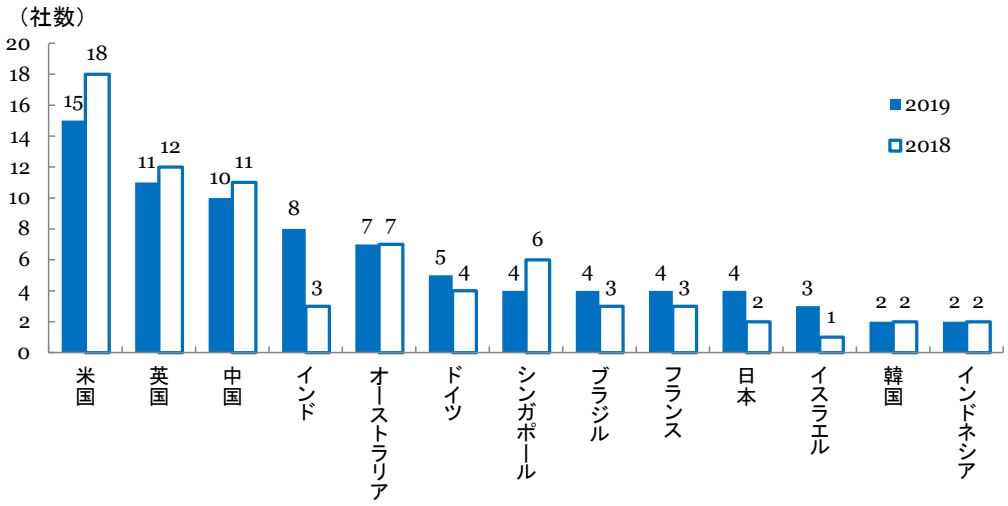

（出所） KPMG“2019 FINTECH100”を基に作成（2022 年 10 月 30 日閲覧）

フィンテックのエコシステムの質と量およびビジネス環境等を数値化してランク付けした”Global Fintech Rankings 2021”でオーストラリアは世界 6 位（前年から 2 ランク上昇）、アジア太平洋で（シンガポールに次いで）2 位を占めた。

【国民生活への浸透度】

投資分野では、利用者に投資がより身近に感じる工夫がなされている。例えば、新興企業の Moneysoft 社は、日々の支払いで生じる釣銭を自動的に投資に回してくれる投資アプリ（Round-ups）を開発した。また、Macrovue 社は、「人工知能」や「次世代自動車」といった 20 以上の流行りのテーマの中から投資したい分野を選ぶだけで、マーケットの専門家が厳選したポートフォリオへの投資ができるサービスを提供している。金融機関もフィンテックの技術をサービスに取り入れる動きがみられる。4 大銀行は先述したような携帯電話によるモバイル決済に加え、腕時計型の端末（スマートウォッチ）を使った決済サービスを開始している。また、コモンウェルス銀行

[101] https://www.prospa.com/about-us/in-the-news/prospa-lists-on-the-asx （2022 年 10 月 30 日閲覧）

（CBA）傘下のバンクウエスト（Bankwest）は防水機能が付いた指輪型端末（Bankwest Halo）も提供しているほか、ウェストパック銀行もオーストラリアのデザイナーと共同で、アクセサリー型の決済サービス端末（PayWear Accessories）の開発に着手している。

【普及度合】

このような企業努力もあり、フィンテックは徐々に身近なものになっている。2019年にアーンスト・アンド・ヤング（EY）が発表した「EY フィンテック導入指標(EY Fin Tech Adoption Index[102])」報告書によれば、オーストラリアにおけるフィンテックの普及度合いは 2017 年の 37%から 58%に上昇した。ただし他国の伸びが著しいため、順位としては後退している。

図表 23：EY フィンテック導入指標

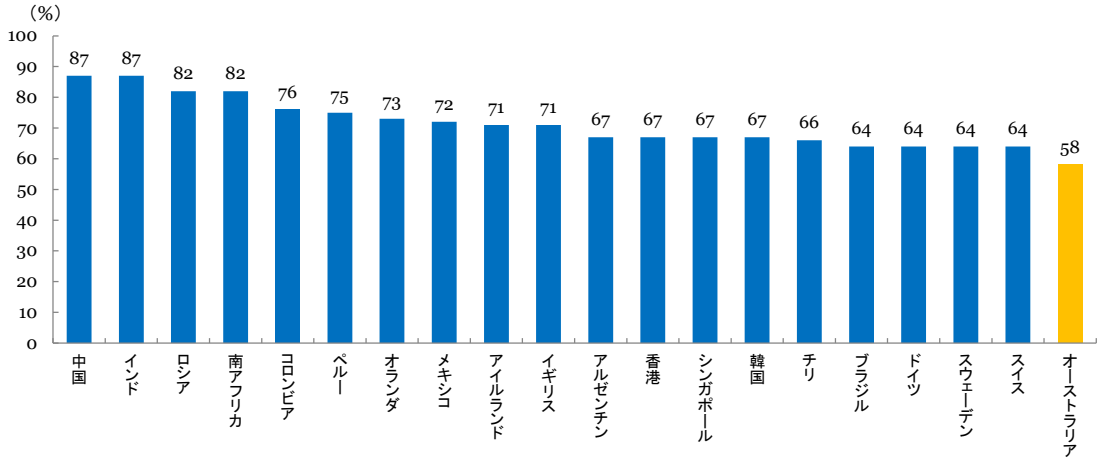

（出所）アーンスト・アンド・ヤング“EY FinTech Australia Census 2019”を基に作成（2022 年 10 月 25 日閲覧）

【セグメント別シェア】

図表 24 は KPMG が 2021 年にオーストラリアで行ったサーベイ結果を示す。融資、決済、データ解析等のフィンテック企業が多いことが分かる。

[102] 同調査は 27 カ国約 27,000 人のオンラインを活用している成人に対するオンライン・インタビューを取りまとめたもので、5 分野 19 サービスのうち 2 つ以上の関連するサービス（例えば Online stock broking と Online investment advice といった形）を利用している場合にフィンテック導入者と定義付けている。全体の導入率は 64%で、日本は 34%にとどまっている。

図表 24：オーストラリアのフィンテック企業のカテゴリー別分布

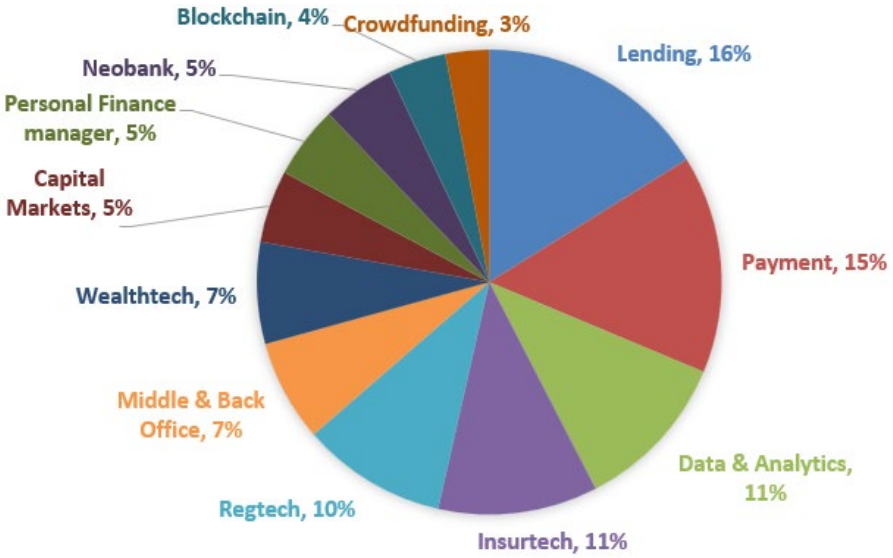

出所：KPMG "Australian Fintech Survey Report", 2022 年 6 月をベースに作成

【フィンテック・ユニコーン】

2022 年 6 月時点でオーストラリアにはユニコーン（企業価値が 10 億米ドルを超える未上場のテック系スタートアップ企業）が 15 社存在すると報じられているが [103]、フィンテック分野では下記の企業がユニコーンになったと見られている。

- AirWallex……クロスボーダーのオンライン決済サービス事業者で、創業から 3 年以内でユニコーンと呼ばれるまでに至った。
- Judo Bank……ユニコーンになった最初のインターネット専業銀行である（2020 年）
- ZIP……BNPL 企業で、AirWallex 同様、キャッシュレス決済とオンライン取引の需要を助長した Covid-19 の影響によるところが大きい）
- Zeller……2020 年 1 月の設立からわずか 2 年でユニコーンステイタスを得た決済サービス事業者（2022 年 3 月）
- AfterPay……デカコーン（企業価値 100 億米ドルを超えるスタートアップ）になった BNPL サービス事業者。2022 年初に米フィンテック Block（2021 年 12 月に Square から社名変更）に 279 億ドルで買収された（オーストラリア史上最大規模の M&A）

【フィンテック投資】

2021 年、オーストラリアのフィンテックの投資活動（VC、PE および M&A）は 2020 年の 22 億豪ドルから継続的なリバウンドを果たした。通年で 25 億豪ドルを超えた。これはコロナ禍前の最多記録である 2019 年の 26 億豪ドルにほぼ匹敵する。金額

[103] Annexa "The trends giving rise to Australian fintech unicorns", 21 June 2022

のリバウンドと併行して、投資件数も 2019 年 72 件、20 年 84 件から 21 年は 134 件へ急伸した [104]。

2021 年の投資はフィンテックセクターの全般にわたって行われたが、とくに 1 年で 4.15 億豪ドルを調達した Airwallex、1.25 億豪ドルを調達した Till Payment など、「決済」カテゴリーで顕著であった。

この 2 社の他にもアジア太平洋における 2021 年のフィンテック関連十大ディールのひとつとして KPMG が紹介したオーストラリ保険フィンテック最大手の非公開企業 Coverforce の M&A 案件（約 3 億米ドル）がある [105]。オーストラリア保険最大手の Steadfast が 100%買収した。

さらに 2022 上半期のアジア太平洋での十大ディールには [106]、Afterpay（BNPL）の M&A（279 億米ドル）、Superhero（資産管理）の M&A（11 億米ドル）とオーストラリア企業 2 社がランクインしている。

(2) キャッシュレス化の状況

【カード保有率】

世界銀行が行った調査「グローバル・フィンデックス」に基づけば、オーストラリアの 15 歳以上人口のクレジットカード保有率は近年下降気味に推移しており 2021 年時点で 51%となっている。一方、デビットカードの保有率は年々増え続け、その割合は 90%にも及び、2021 年には 96%の高率に達した。クレジットカードの保有率は OECD 加盟国平均（59%）を下回り、デビットカードは同平均（87%）を大きく上回っており、デビットカードへの傾斜が世界的趨勢より顕著となっている（図表 25）。

図表 25：デビットカード、クレジットカード保有率の推移（15 歳以上）

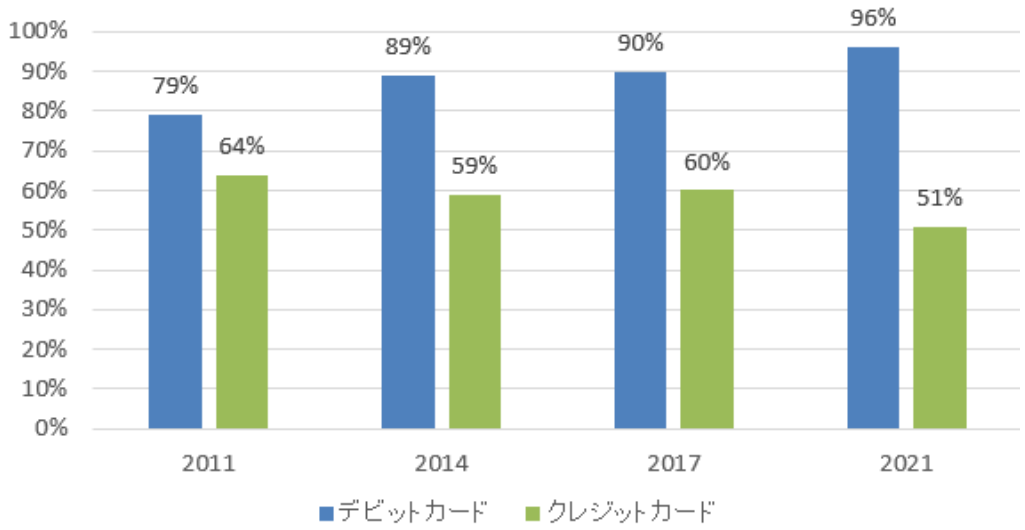

（出所）世界銀行, “The Global Findex Database 2021”を基に作成
https://www.worldbank.org/en/publication/globalfindex/Data（2022 年 11 月 15 日閲覧）

[104] CMA Australia “Australian fintech investment rebounds”, 21 February 2022 https://cmaaustralia.edu.au/ontarget/australian-fintech-investment-rebounds/
[105] KPMG “Pulse of Fintech H2/21”, January 2022
[106] KPMG “Pulse of Fintech H1/22”, September 2022

クレジットカードの保有率が横ばい状態であることと呼応するように、クレジットカードによる決済金額もデビットカードに比べて伸びが低く、2019 年 5 月にデビットカードがクレジットカードを上回った。2022 年 9 月の決済額はデビットカードが 448 億豪ドル、クレジットカードが 322 億豪ドルであった（図表 26）。決済件数でも 2005 年にデビットカードがクレジットカードを上回って以降、両者の乖離は拡大の一途を辿り、2022 年 9 月時点ではデビットカードが 8.8 億件、クレジットカードが 2.9 億件であった（図表 26）。

過去 10 年ほどのカード決済の強い成長はデビットカードの上昇する人気に牽引されたものであり、国際決済銀行（BIS）のデータによれば、豪州の一人当たりデビットカード取引件数は世界でも最高の部類に入る [107]。

図表 26：デビットカード、クレジットカードによる決済金額および決済件数の推移

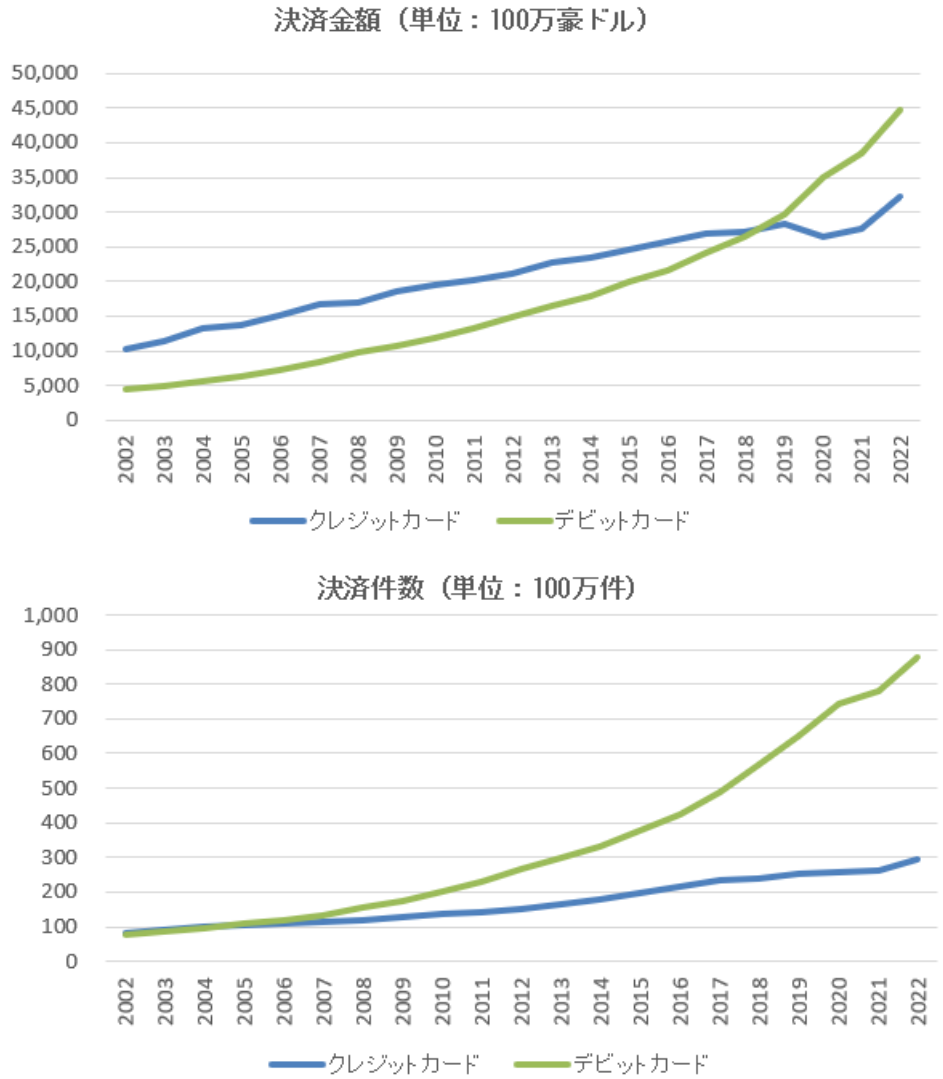

（注 1）各年 12 月末（2022 年のみ 9 月末）
（注 2）オーストラリアで発行されたカードを使うすべての取引を含む、国外で発行されたカードによる取引を除く
（出所）オーストラリア準備銀行（RBA）“Payments Data”を基に作成
https://www.rba.gov.au/payments-and-infrastructure/resources/payments-data.html （2022 年 11 月 25 日閲覧）

[107] オーストラリア準備銀行 “Payments System Board Annual Report 2022”, p.16

オーストラリアの今後のキャッシュレス化の展望として、フィンテック企業 FIS の編集による Global Payments Report（2022）によると、2021 年の E-コマース決済手段の分布は下記図表 27 のとおりである。クレジットカードが約 3 分の 1 を占めたが、PayPal が牽引するデジタルウォレットが 2021 年の 26%からさらに拡大し、2024 年までにはクレジットカードを抜いてオンライン決済の首位に立つと予測している。オーストラリアのフィンテック・デカコーンである AfterPay などに代表される BNPL もオーストラリアではかなり強く、21 年に E-コマース決済の 11%を占めているが、25 年には 14%程度まで上昇していると予想されている。

図表 27：オーストラリアの E-コマース決済手段（2021 年）

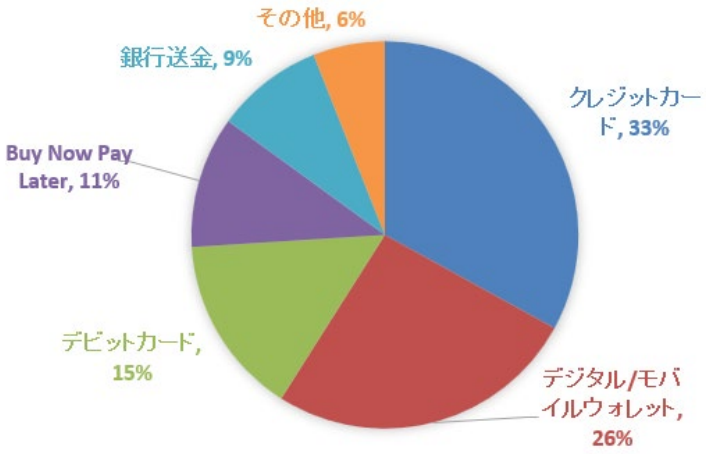

出所：FIS “Global Payments Report 2022”

2021 年の POS での決済手段の分布は下記図表 28 のとおりである。デビットカードが最も利用頻度の高い手段（全取引の 41%）、次いでクレジットカード（35%）、3 位がデジタルウォレット（11%）、現金（7%）、BNPL（4%）となっている。POS 決済ではカードが圧倒的に強く、クレジットとデビットで 76%を占めている。

図表 28：オーストラリアの POS 決済手段（2021 年）

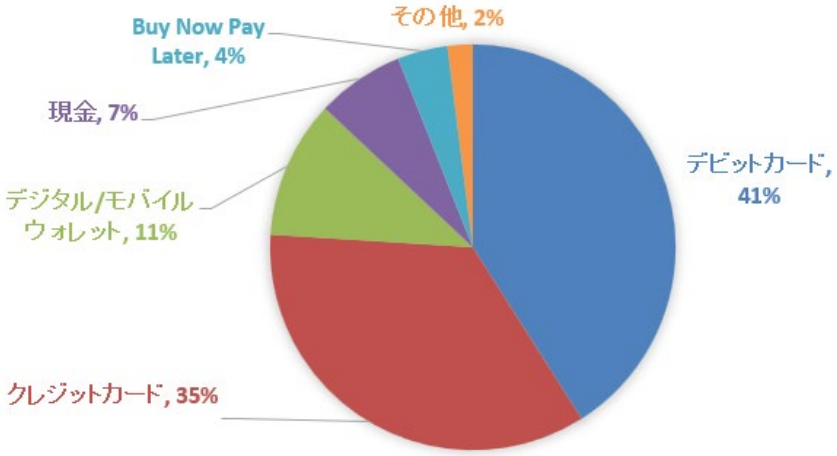

出所：FIS “Global Payments Report 2022”

いずれにせよ、現金の使用が急速に縮小するのは確実とみられている。上記 Global Payments Report は、オーストラリアの POS 取引において現金のシェアは 2020 年の 8.3%から 24 年までに 2.1%まで落ちるであろうと予想している。国内の ATM を使った現金引き出し金額を見ても、10 年前（2012 年 12 月）の 119 億豪ドルから 17 年 12 月の 107 億豪ドル、22 年 9 月の 84 億豪ドルへと着実に減少が続いている [108]。

図表 29 をみても、現金の利用は明らかに急速な後退を示している。

オーストラリア準備銀行（RBA）が市場調査会社「Roy Morgan」に委託して行った調査によれば、2019 年にデビットカードが決済回数で現金を上回り、最も頻繁に利用されている決済方法となった。決済金額でも 3 割以上を占め、クレジットカードと合わせると決済総額の 6 割がカード、9 割が非現金決済で行われている。また、モバイル決済の決済額も 2019 年に現金を上回った（図表 29）。特に最近では、レジに備え付けられた読み取り機にカードをかざすだけで決済が可能な非接触（Contactless）決済機能を具えたクレジットカードやデビットカードの普及が進んでいる。また、店舗販売における全決済数のうち、非接触決済カード・端末での支払いの割合は、2013 年時点が 1 割程度だったが、2019 年時点では 6 割弱まで拡大している [109]。こうした非接触型決済の普及により、少額決済における現金使用がカードに置き換わった。

図表 29：決済方法の内訳（左：決済回数、右：決済金額）

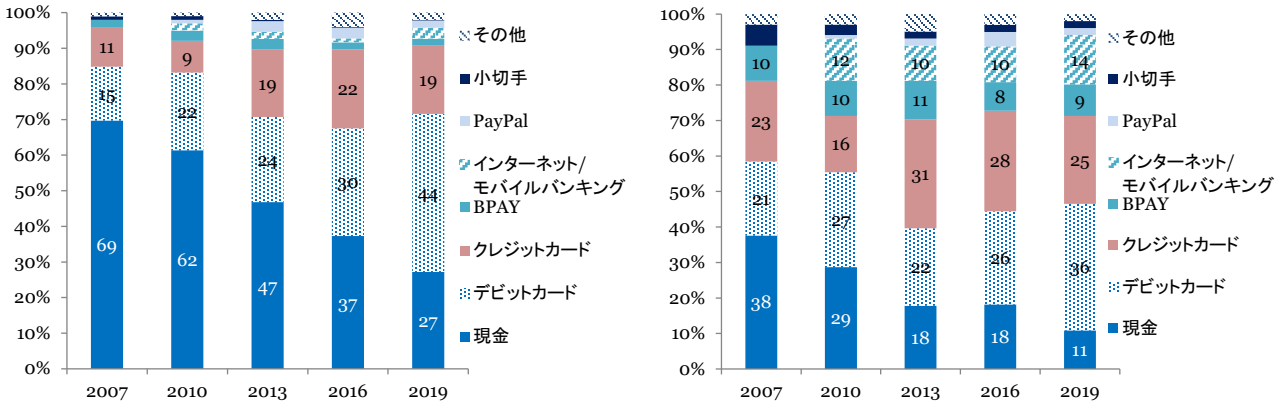

（出所） オーストラリア準備銀行（RBA）“Consumer Payment Behavior in Australia: Evidence from the 2019 Consumer Payments Survey”を基に作成

【キャッシュレス決済普及の背景】

キャッシュレス決済が普及した一つの背景として、小額でもカード支払いを受け付ける店が増えたこと、公共交通機関のカード払いが可能となったこと、タクシーのライドシェアが進んだことなどが挙げられるが、さらに 2020 年からのコロナ禍の拡大が促した消費者の支払い行動の変化で助長された面もある。

108 オーストラリア準備銀行（RBA） “Payments Data”

109 オーストラリア準備銀行 “Consumer Payment Behavior in Australia: Evidence from the 2019 Consumer Payments Survey”, https://www.rba.gov.au/publications/rdp/2020/2020-06/full.html（2020 年 12 月 28 日閲覧）

(3) モバイル決済の動向

モバイル決済とは、スマートフォンなどの携帯端末を用いて、財・サービスの購入、送金、請求支払いなどの決済を行う手段で、キャッシュレス決済の一つとして位置づけられる。

【モバイル決済の浸透度】

オーストラリアにおいて、店舗での支払いにおけるモバイル決済回数の割合は3%程度（2019年時点）にとどまるものの、徐々にモバイル決済サービスを取り入れる金融機関は増加している。

カード決済においてもモバイルウォレットへのシフトが進んでいる。オーストラリア準備銀行（中央銀行）のデータによると[110]、2022年第1四半期のオーストラリアにおいてデビットカード/クレジットカードによる取引総体の4件に1件（25%）はモバイルウォレットを使って行われた。これは2年前（2020年第1四半期）の10%から倍以上の上昇になる。カード別にみると、2022年第1四半期においてデビットカードによる取引に占めるモバイルウォレット決済比率は27%、クレジットカードでは21%となっており、モバイルウォレットを利用する比率はクレジットカードよりデビットカードのほうが高い。

【大手銀行の参入】

2016年4月には、ANZ銀行が他行に先駆けてApple Payの提供を発表したほか[111]、2017年2月より投資銀行大手マッコーリー・グループとオランダ大手銀行ING グループなどもApple Payをオーストラリア国内で提供するようになった[112]。ANZ以外の大手3銀行は当局の承認が得られていない状態が続いたものの[113]、2019年にいずれの銀行も同サービスの提供を開始した[114]。また、4大銀行は、スマートフォンに独自のアプリケーションをインストールすることでモバイル決済が可能となるサービスのほか、Google PayやSamsung Payといった支払いサービスも提供している。そのなかでCBAのモバイルバンキング（CommBank app）は2020年6月の610万人から21年6月640万人、22年6月には690万人へと着実に顧客を伸ばし、4大銀行のなかで最大の顧客数を擁する[115]。CBAは2022年、調査会社2社（Forrester およびCANSTSR）からそれぞれ、オーストラリアの#1 Mobile banking appおよびBank of the Year for Mobile Bankingを2021年に続いて受賞している[116]。

---

110 オーストラリア準備銀行 “Payments System Board Annual Report 2022”

111 Sydney Morning Herald, 20 June 2016, “ Deposits lift on Apple Pay, says ANZ Bank”
http://www.smh.com.au/business/banking-and-finance/deposits-lift-on-apple-pay-says-anz-bank-20160617-gplpfs.html

112 ロイター,2017年3月31日付
https://jp.reuters.com/article/apple-australia-idJPKBN17207H（2022年10月27日閲覧）

113 Reuters、2017年2月13日「豪銀4行、アップルペイ巡る集団交渉方針を修正 当局に許可求める」
https://jp.reuters.com/article/apple-pay-australia-banks-idJPKBN15S0AI

114 ナショナル・オーストラリア銀行、ウェストパック銀行、コモンウェルス銀行ウェブサイト（2022年10月27日閲覧）
https://news.nab.com.au/news_room_posts/apple-pay-arrives-for-nab-customers/
https://www.commbank.com.au/guidance/newsroom/cba-apple-pay-201901.html
https://www.westpac.co.nz/bank-accounts/ways-to-pay/apple-pay/

115 CBA “Record digital engagement for Australia’s #1 banking app”, 10 August 2022（閲覧日：2023年2月1日）

116 CANSTAR “Canstar recognises excellence in mobile and online banking services with its 2022 Digital Banking Awards”, 2 June 2022
Forrester “Australian Mobile Banking Apps Are Put To The Test As Consumers Grapple With A Volatile Economic Climate”, 4 August 2022

先述の通り商品への支払い手段としては、モバイル決済の普及は未熟だが、最近では個人間の送金手段としては活用され始めている。例えば、自分が使用している銀行に関わらず、スマートフォンに「Beem It」というアプリをインストールし、Visa や Mastercard のデビットカードを登録すれば、個人間での送金や食事の際の割り勘なども簡単に行うことができるようになっている。2018 年 2 月 13 日にスタートした New Payments Platform（NPP）は 24 時間年中無休で即時支払いが可能なシステムで、相手の携帯電話番号やメールアドレス（PayID と呼ばれる）が分かれば口座番号や支店名が不明でも支払いが可能である。4 大銀行や大手外国銀行など 100 以上の金融機関が対応している（2020 年 10 月 26 日時点 [117]）。先述した RBA の調査によれば、個人間における支払は、未だ現金の手渡しが大半であるものの、個人間の支払に占めるモバイル決済の割合は 2013 年の 10%から 2019 年には 40%まで拡大している。

RBA は同レポートで、現時点では、モバイル決済に関する知識がまだ十分に浸透していないことや、対応店舗が少ないこと、携帯電話が決済機能を備えていないことが、モバイル決済の普及を妨げていると分析している。しかしながら、これらの課題に関しては、技術の進展や上記に示したような金融機関の取り組みによって徐々に改善していくと見られ、今後はモバイル決済の利用も拡大していくものと見られる。

(4) リテール決済に関する法規制

消費者向けの融資やリースについては、National Consumer Credit Protection Act 2009（NCCP Act）に基づき、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）などが管轄し [118]、決済に関する規制は、Payment Systems (Regulation) Act 1998 に基づき、オーストラリア準備銀行（RBA）が管轄している [119]。

オーストラリア政府はフィンテックセクターの成長には総じて好意的であるが、フィンテック企業の拡大は、金融業におけるシステミックリスクを増幅させる危険性があることからフィンテックにも当局による様々な規制が加えられている。フィンテックに固有のライセンスは存在しないが金融サービスに従事するフィンテック企業に適用される規制の枠組みは、銀行、金融サービス、消費者信用、消費者保護、データ＆プライバシー、決済＆マネーロンダリング防止及びテロ資金対策等々多岐にわたる。規制上の義務としてライセンス・登録の義務、行動上の義務、情報開示義務等がある [120]。

オーストラリアで金融サービスを営むフィンテックはまず金融サービスライセンス（AFSL）の取得ないしは（regulatory sandbox 等で）明示的に免除されていることが必須である。消費者信用を営むフィンテックは Australian credit licence（ACL）制度が適用される。消費者信用事業は国家消費者信用保護法（2009 年）の下で ASIC が管轄する。信用情報サービスには 1988 年のプライバシー法の規制をのもとになる。大半の金融サービス事業はマネーロンダリング防止及びテロ資金対策法（2006 年）のもとで所定の義務を負う。同法は 2018 年、仮想通貨交換サービスの企業にも適用されることとなった。

[117] https://nppa.com.au/wp-content/uploads/2020/11/NPP-Roadmap-October-2020.pdf
[118] https://www.legislation.gov.au/Details/C2009A00134 （2022 年 10 月 24 日閲覧）
[119] https://www.legislation.gov.au/Details/C2004A00318 （2022 年 10 月 24 日閲覧）
[120] The Law Reviews “Financial Technology Law Review 4th edition: Australia”, April 2022

現金での決済について、オーストラリア政府は 2018/19 年度予算案の中で、1 万豪ドルを超える財・サービスへの支払いにおいて、現金での決済を禁止する法案を発表した。正式には Currency (Restrictions on the Use of Cash) Bill 2019 と呼ばれるこの法案は、1 万豪ドルの上限を上回る支払いは、クレジットカードやデビットカードなどの電子決済、もしくは小切手で行う必要があることを定め、違反者には収監・罰金などの罰則を科す。この規制は、税逃れやマネーロンダリングなど政府がブラックエコノミーと呼ぶ犯罪行為の取り締まりを狙いとしているが、個人や企業のキャッシュレス化の後押しとなるとの意見も出ている [121]。議会通過すれば 2020 年 1 月に発効する予定であったが、19 年 10 月に下院は通過したものの、2020 年末に上院が全会一致で正式に廃案とした。1 万豪ドルを超える現金取引は以前から金融犯罪の防止。対応を担う政府機関である豪州取引報告分析センター(AUSTRAC)に報告されているが、政府は法による規制がベストとする考えを捨てておらず、コロナ禍が収束すれば再び同様の法案が出てくる可能性はあると報じられている [122]。

その他のリテール金融における規制については、オーストラリアでは、2013 年ごろからの住宅価格上昇に伴い、家計債務の増加が問題視されており、最近では住宅ローンの抑制策が打たれてきた。2014 年には APRA は金融機関に住宅投資向けローンの伸び率が前年比 10%を超えないよう通達を行った。また、一定期間は利息支払いのみを返済するインタレストオンリー（IO）ローンが増加していたことから、2017 年 3 月には ASIC は、認可預金受入機関（ADIs）に対して、新規住宅ローンに占める IO ローンの割合が 30%を超えないよう求めた [123]。主要銀行も IO ローンの貸出金利の引き上げを行った。

足元では、徐々に住宅価格の上昇が一服しつつあることから、2018 年 4 月には APRA が実施した住宅の投資向けローンの貸出キャップを、2018 年 12 月には IO ローンの貸付上限を廃止している [124]。これらの規制緩和もあって、2019 年の後半より、住宅価格は持ち直している。

(5) リテール金融機関の顧客接点における DX

コロナ禍の拡大で決済のオンライン化・コンタクトレスが急進展し、消費者が ATM、店舗から仮想チャンネルに向かうようになり、銀行店舗、ATM の閉鎖・撤去が加速した。2019 年 6 月に 11,560 台あった ADIs の ATM は 3 年後の 22 年 6 月に 6,412 台と 3 年で 45%減少した（図表 30）。同じ 3 年間で ADIs の支店は 4,975 から 4,014 へ 961 店舗が閉鎖された。コロナ禍以前より支店閉鎖、ATM 撤去は明白になっていたが、コロナ禍の拡大によってキャッシュ離れが加速された。

---

[121] “Paying more than $10,000 in cash could make you a criminal under proposed law”, Aug. 20, 2019（ABC ウェブサイト、https://www.abc.net.au/news/2019-08-20/transacting-$10,000-or-more-in-cash-could-make-you-a-criminal/11429230）

[122] NET News “Law to ban cash for purchases of $10,000 or more abandoned, but don't be surprised if it's revived”, Dec. 7, 2020 (https://www.abc.net.au/news/2020-12-07/cash-ban-law-10000-dollars-abandoned-amid-covid-crisis/12951720)

[123] APRA ウェブサイト、https://www.apra.gov.au/media-centre/media-releases/apra-announces-further-measures-reinforce-sound-residential-mortgage

[124] ガーディアン紙ウェブサイト https://www.theguardian.com/australia-news/2018/dec/19/bank-watchdog-lifts-restrictions-on-interest-only-loans-as-house-prices-fall （2022 年 10 月 30 日閲覧）

図表 30：オーストラリア認可預金受入機関（ADIs）の ATM 設置台数及び支店数の推移

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
ATM 台数	13,814	*12,639*	*11,560*	9,621	7,757	6,412
支店数	5,694	5,485	4,975	4,769	4,323	4,014

出所：APRA, "Authorized deposit-taking institutions' points of presence statistics June 2022", 19 October 2022

銀行は、支店を閉鎖、ATM を撤去する一方で、DX への取り組みを進めている。銀行が進めている DX に関してここでは 4 大銀行のうち、CBA の事例を採り上げる。

CBA は、2021 年 11 月、シリコンバレーに本拠を置く、人工知能（AI）のグローバルリーダーである H2O.ai.と専属的なパートナーシップを締結、1 億米ドルを投じて H2O.ai のマイノリティシェアを取得した。この協定で、CBA はマス・データの分析、不正のパターンの検知、消費者行動に関する知見の獲得を可能にするツールと人材の提供を受け、もって顧客ニーズに適合した銀行経営をさらに進め、AI 開発の最前線にとどまりたいという CBA の戦略に沿った動きといわれる。

CBA の中核的デジタルイニシアチブは、700 万人超の顧客が利用する CommBank mobile app.である [125]。このアプリは、強力な機械学習をベースにした Customer Engagement Engine に支えられている。これで膨大なデータをリアルタイムで分析することが可能になる。

このアプリは、各種料金支払期日が到来した、口座で不審な動きが見られた、特定の支出が通常と異なる時期に行われた、同一料金の 2 度払いが発生した等々を顧客に逐一通知してくれる。また銀行からは顧客向けに年間 30 億通のパーソナライズド・メッセージの発信を可能にする。

(6) インターネット専業銀行

オーストラリアでは、インターネット専業銀行の誕生に向けて相次ぐ法規制の変更が 2018 年 5 月に施行された。インターネット専業銀行とは、ネット銀行とも呼ばれ、原則として実店舗を保有せず、スマートフォン等の通信端末を介した金融サービス提供に特化したデジタル銀行である

オーストラリアの銀行業界は、第 3 章で既述したように、the Big Four と呼ばれる 4 大銀行が寡占的な位置を占め、資本要件その他の規制で歴史的に他の機関がライセンスを取得するのが難しいという時代が続いた。そのような環境で 2017 年、4 大銀行をはじめとする金融機関の不正行為が明らかになり、同年 12 月、調査のための王立委員会が設立された。

その過程で APRA は 2018 年 5 月、重度に集中した銀行セクターにおいて、Big Four への挑戦を通じて競争増大を促すという政府の目論見に沿って、参入障壁を低くするため、ADI ライセンス取得の新たなルールである制限付き認可預金受け入れ機関（Restricted ADI, RADI）を導入した [126]。新たに創設されたライセンス取得ルートでは、正式な ADI ライセンス取得を目指す企業は、2 年間 Restricted ADI ライ

[125] Banking Frontiers "Commonwealth Bank aims to be known for the best DX", 14 September 2022
[126] https://www.apra.gov.au/news-and-publications/apra-finalises-new-restricted-authorised-deposit-taking-institution-licensing

センスを付与され、その間本格的な銀行業務を始めるために必要な健全性フレームワークを満たし、リソースと機能の構築を進める。2 年間の付与期間中に健全性フレークワークを満たすことが出来なかった場合は、銀行業界から撤退する必要がある[127]。すなわち、制約のある、しかし負担の少ない「仮免許」で銀行経営を行うことが認められる。その結果、4 つの有名なネット銀行が、このルール変更に伴って誕生した。それが、Judo Bank、Volt Bank、Xinja Bank、86 400 である。

ネット銀行は、当局から銀行免許を取得して金融サービスを提供するチャレンジャーバンクと自らはライセンスを持たず提携銀行の免許を利用してサービスを行うネオバンクに大別される。オーストラリアの上記 4 行はいずれもチャレンジャーバンクである。

【2020 年からの苦境】

しかし、2020 年から 2021 年にかけてネオバンクは苦境に陥っている。

コロナ禍の拡大がオーストラリアで住宅ローン需要増大の引き金を引いたが、テレワークへのシフトも既存銀行のデジタル化レースに拍車をかけた（融資承認までの時間短縮、ネット銀行の競争上のアドバンテージの浸食等）。コロナ禍によってネット銀行の収縮が始まったといわれる。住宅ローン需要が拡大して既存銀行がデジタルアプローチを強化したとき、ネット銀行は自らのデジタル競争優位を失い、住宅ローンで獲得した収益も打撃を受けた。さらに、より厳格になった銀行参入要件（後述）と相俟って、国内のネット銀行の存在感は低下していくのではないかと予想されている。

【ネット銀行の相次ぐ破綻】

先に触れたネット銀行 4 行（いずれもチャレンジャーバンク）のその後について簡単に取りまとめる。

① 【Volt】

シドニーをベースとする Volt Bank は、2018 年 5 月にオーストラリアで最初の RADI、2019 年 1 月に ADI ライセンスを取得している。しかし、22 年 6 月、資金調達の失敗を理由に廃業すると発表。Volt の破綻は、2018 年の金融業の不正調査を契機として銀行業への新規参入ルールの緩和によって政府が進めてきたビジネスモデルへの打撃となる。

② 【86400】

2019 年 7 月に ADI ライセンス取得。2021 年 2 月、NAB が 86400 を 2 億 2,000 万豪ドルで買収することを発表した。NAB は自社の子会社であるデジタル専業銀行 Ubank のサービス強化のため、86400 と Ubank を統合した。86400 には 2021 年 1 月中旬時点で 85,000 超の顧客、3 億 7,500 万豪ドルの預金があった。

ちなみに、86400 の名称は 1 日 24 時間が 86,400 秒であることに由来する。

[127] “Information paper: ADI licensing: Restricted ADI Framework”, https://www.apra.gov.au/sites/default/files/information-paper-adi-licensing-restricted-adi-framework-20180504.pdf

③ 【Xinja】

2019 年 9 月に ADI ライセンスを取得したが、約 1 年後の 2020 年 12 月にライセンスを返還し銀行業から撤退すると発表し、47,000 超の口座閉鎖と 5 億豪ドル超の預金返還を 2021 年 1 月に完了した [128]。Xinja は Covid-19 によって資金調達が困難になったことを理由として挙げているほか、高い預金金利を補う貸付商品を提供していなかったことも指摘されている [129]。

④ 【Judo Bank】

Judo は 2019 年 4 月に APRA から ADI ライセンスを取得した。大手銀行が等閑視してきたオーストラリアの中小企業を直接的にターゲットとするネット銀行である。2020 年 5 月、Judo Bank は 2.3 億豪ドルの資本調達を発表した。これによって企業価値は 10 億ドルを超え、ネット銀行で最初のユニコーン誕生となった。

2018 年の規制緩和でライセンスを取得した最初のネット銀行 4 行のうち、現在も銀行ビジネスを継続しているのは Judo Bank のみとなった。

【参入要件厳格化】

2021 年 8 月、APRA がネット銀行に関してより厳格な参入スタンダードを発表した。さらに、Xinja の失敗の再現を回避するため、金融ストレスに対するコンティンジェンシー・プランの作成（出口プランも含めて）も必要とされた。APRA による要件の厳格化は多くのネット銀行のオペレーションを遅らせることになるだろう。しかし、裏を返せば、これから開業するネット銀行は破綻の可能性は低くなるということもできる。

(7) デジタル通貨導入に向けた動き

オーストラリアにおいて暗号資産がどの程度受容されているかの数値を最初に概観しておく。

暗号通貨は決済手段の一つとして（オンライン・オフラインを問わず）オーストラリアの経済界に広く受容されている。しかし、成長の余地はまだ大きい。オーストラリアはここ数年顕著な成長を遂げたものの、暗号通貨への態勢が完全に整ったとは言い難い [130]。

2021 年 10 月、比較サイトの Finder が Cryptocurrency Adoption Index に基づいて 22 ヶ国 4 万人強を対象に行ったサーベイによると、オーストラリアは暗号資産保有者の人口割合が 17.8%と世界 3 位であった（世界平均は 11.4%）。国民の 5 人に 1 人弱が何らかの暗号通貨を保有している計算になる（圧倒的に人気の高いのはビットコイン）。

[128] https://xinja.com.au/press/2021/media-release-xinja-successfully-completes-return-of-deposits/
[129] Reuters, https://jp.reuters.com/article/xinja-bank-australia/australias-xinja-bank-to-give-up-banking-license-return-deposits-idUKL1N2IV2WB
[130] Wales 247 “Crypto Acceptance Across The World in 2022: Australia, El Salvador and The UK”, January 26, 2022

また、Finder の Crypto Adoption October 2022 report （26 ヶ国 33 万人を対象に調査）によると、オーストラリアは暗号通貨の受容に関して世界 26 か国中 5 位にランクする [131]。

財務省は、オーストラリアではこの 3 年間で 80 万人以上が仮想通貨取引を行い、2021 年は前年比で 63%の増加となったと述べている [132]。

コンビニエンスストアチェーンの On the Run は 2022 年 7 月から 170 の店舗で 30 種類余の暗号通貨での支払いの受付を開始すると発表した [133]。

銀行の取り組みについては、オーストラリアでこの市場に参入する計画を最初に表明したのは、コモンウェルス銀行（CBA）であった。同銀行は 2021 年 11 月、暗号資産の売買や保管ができる機能をモバイル・アプリ Commbank で提供開始すると発表した。公式発表によると、銀行がこうしたサービスを提供するのはオーストラリア初であるという。まず試験的運用を行い、ビットコイン（BTC）、イーサリアム（ETH）、ビットコインキャッシュ（BCH）、ライトコイン（LTC）などを含む 10 銘柄を提供する予定とされた。しかし、2022 年 5 月になって CBA は、前年 11 月にパイロット版としてリリースした仮想通貨の売買・保管のサービス提供を停止した。政府によるルール化の遅れ、規制面の明確性の欠如を理由に中断したということのようである。ANZ 銀行は、22 年 3 月、3,000 万豪ドルのステーブルコイン（A$DC）取引を実施したことを発表した。

【政府による規制の動き】

オーストラリアではかねて暗号資産規制の早期策定が望まれていたし、証券取引委員会（ASIC）も、2021 年後半に個人投資家の 44%が暗号資産を保有していたという調査結果から、暗号資産関連の包括的な規制が必要であるとのコメントを出しており、2021 年から仮想通貨規制の明確化に本腰を入れる動きが見られる。

暗号通貨セクターは、日々新しい商品が導入され、前例のないスピードで前進している。オーストラリア政府はこのスピードに対応できていないものの、暗号産業に規制を設定する必要性は認識している。現時点で、暗号資産の取引・投資にかかる明確な法的枠組みはない。しかし、政府は暗号通貨をひとつのアセットクラスとして区別する法律を制定すると予想されている [134]。

2021 年 12 月、オーストラリア金融取引報告・分析センター（AUSTRAC）が「デジタル通貨の犯罪利用を防止する」と題し、仮想通貨を利用した金融犯罪防止に対するガイドラインを発表した。AUSTRAC は連邦政府の金融情報監視機関で、マネーロンダリング及びテロ資金供与防止の規制責任を負う。AUSTRAC は、金融サービスを提供する事業者に対し、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策プログラムの一環として、適切なリスクベースのシステムと管理体制の導入を呼びかけている。

2022 年 3 月、財務省は、暗号資産（仮想通貨）サービス事業者に対するライセンス制度およびカストディ要件に関する諮問文書を発表。5 月 27 日まで、業界や一般からのフィードバックを募集。諮問文書の公開と意見募集は、オーストラリア政府による仮想通貨の規制明確化のための第一段階に位置づけられている。財務大臣は

[131] “Finder Cryptocurrency Adoption Index”, October 29, 2022
[132] COINPOST「豪政府、仮想通貨規制の明確化に本腰」2022 年 3 月 22 日
[133] NACS “Australia’s On the Run to Accept Crypto Payments”, April 5, 2022
[134] Crypto Adoption Statistics, 2022 年 10 月

21 年 12 月、包括的な決済システム改革の一環として、仮想通貨ライセンス制度の導入を示唆。業界との協議を開始する意向を明らかにしていた。

4 月になって APRA が、①暗号資産（仮想通貨）に関するリスク管理目標および②2025 年までの政策ロードマップを発表した。APRA は今後、オーストラリアで仮想通貨の活動規模が拡大すると予想しており、リスク管理が重要になると見込んでいる。予想されるさまざまなリスクのなかでも、オペレーショナルリスクには詐欺、サイバー行動、資金洗浄・テロ資金供与、技術に関するリスクが含まれるとして、特に重要視している。

世界中で消費者保護の名目で、デジタル資産を監視・コントロールするための取り組みが急速に広がっているなか、5 月の（保守連合から労働党への）政権交代のあと、8 月 22 日に新政府は新しい暗号資産（仮想通貨）規制の体系を発表した。財務相は声明の中で、「財務省は 2022 年、暗号資産や関連するサービスの規制方法を決定するのに役立つトークン・マッピング [135]を優先事項としていく」と言明、暗号資産規制に先立ち、国内の暗号資産（仮想通貨）保有量について棚卸を行うと発表した。どの暗号資産をどのように規制するかを特定する第一歩の取り組みとして、国内で保有されているデジタル通貨の種類と用途を目録化する「トークン・マッピング」を実施するというものである。

オーストラリアの仮想通貨の将来展望に関して、Forex Suggest の調査レポートは、オーストラリアは仮想通貨への関心が最も高い国とされている（人口 10 万人あたりのサーチ件数 4,500 件、あとに英国、アイルランドが続く）。また、EY の新しいレポートは、オーストラリアの暗号通貨産業は 2030 年までに現在の規模の最大 30 倍まで膨張する可能性があるとの予測を載せている [136]。

【中銀デジタル通貨（CBDC）】

最後に、中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency：CBDC）導入に向けた直近の動きについて整理しておく。

従来、オーストラリア中銀は、CBDC について「従来の金融システムへ潜在的な影響をもたらす」として、その発行に関しては懐疑的あるいは慎重な姿勢を取っていたが、2020 年 11 月 2 日に CBDC の可能性とその発行の意味を探るプロジェクトを立ち上げたことを発表して、CBDC へのスタンスを急変させた。

オーストラリア中央銀行は、2022 年 8 月 9 日、CBDC の導入に関してデジタル金融協同研究センター（DFCRC）と共同で 1 年間の研究プロジェクト（ユースケースの調査）を開始すると発表した。

続いて 9 月 26 日、DFCRC と共同で制作した、CBDC パイロット・プロジェクトを実施するための計画（その目的やアプローチ等）をまとめたホワイトペーパー“Australian CBDC Pilot for Digital Finance Innovation”を発行、今後のタイムライン（図表 31）を提示するとともに産業界の参加者に経済的・社会的利点のあるユースケースの提出を呼び掛けた。すでに近代化された進んだ決済システムを有するオー

[135] 規制の対象とする暗号資産（仮想通貨）を特定するため、国内で保有されている仮想通貨の目録を作成すると発表した。世界で初めての試みという。「トークン・マッピング」と呼ばれる作業で、国内で保有されている仮想通貨のタイプや用途を把握する。同相は「仮想通貨に関わる顧客が適切な情報を得て保護されているかを確認する必要がある」と表明。具体的にどのような規制を計画しているかは明らかにしなかったが、目録の作成が改革の第一歩になると述べた。

[136] “Australia wants to be more competitive in the crypto space”, November 2021

ストラリアは今、CBDC のためのユースケースおよび CBDC 導入の潜在的な経済的便益に関心を向けている。CBDC パイロット・プロジェクトに関するレポートが 23 年半ばに公開される。

選定された 10～12 のユースケース・プロバイダーから提出されるユースケースは、23 年 1～4 月にかけて稼働する予定の CBDC パイロットに先がけて、22 年 12 月末に発表される。

このプロジェクトの主な目的は、オーストラリアの CBDC の革新的なビジネスモデル、ユースケース、利点、リスク、および運用モデルを特定して理解することにある。中央銀行はユースケースを精査し、このプロジェクトを「CBDC に関する技術的、法的、規制的論点の理解を深める機会」と捉えている。

ホワイトペーパーは必ずしも CBDC の発行を明示的に保証するものではなく、すべては実験に過ぎないと位置付けられているが、DFCRC の CEO は「CBDC はもはや技術的フィージビリティの問題ではない、リサーチの革新的課題は今やどれだけの経済的恩恵を CBDC はもたらすか、そしてその恩恵を極大化するためにはどうデザインするべきか」と述べている。

図表 31：オーストラリアの CBDC プロジェクト・タイムライン

	作業内容	予定時期
1	プロジェクトを説明し、ユースケースの提出を募集するホワイトペーパーの発行	2022 年 9 月
2	CBDC パイロットのデザインと用途に関する産業界との engage	2022 年 9 月～10 月
3	産業界（金融機関、フィンテック、公的機関、テックプロバイダー等）からの関心表明を受け取る期限（ユースケースの提出期限）	2022 年 10 月 31 日
4	選定された参加者が CBDC プラットフォーム上でユースケースを試験運用するのを可能にする	2022 年 11 月
5	CBDC パイロットで使われる、選択されたユースケースの発表	2022 年 12 月
6	CBDC パイロットを実施し、選択されたユースケースを運用する（23 年 1 月：パイロット・プロジェクトがスタート）	2023 年 1 月～4 月
7	CBDC パイロットプラットフォームの閉鎖	2023 年 4 月
8	（6 が完了すると） 成果・結果等を記載したレポートを公開	2023 年年央

出所：CBDC 白書 “Australian CBDC Pilot for Digital Finance Innovation”, September 2022

2. 郵便局金融を含めた金融包摂

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

【デジタルデバイドの状況】

コロナ禍の拡大は消費者が財サービスの購入のためにインターネットに殺到して、デジタル化を加速した。

オーストラリア郵便公社の”Inside Australian Online Shopping”レポート（2021 年 6 月）によると、2021 年 5 月のオンラインショッピングは前年同月比 47.5%増を記録したが、依然 250 万人がデジタルデバイドの向こう岸にとどまっていると警告している。コロナ禍が加速した経済のデジタル化によって、皮肉なことにオーストラリアのデジタルデバイドはますます顕著になってきたとの分析である。

オーストラリア最大のマイクロファイナンス機関である Good Shepherd Microfinance も、オーストラリアでは成人の 17%が金融排除の状態にあり、300 万人が借り入れ、取引口座、保険といった金融サービスを受けられない状況にあると指摘している [137]。

Australian Digital Inclusion Index 2020 によると、特に 65 歳以上の高齢者が最もデジタル排除されている年齢層である [138]。"Pandemic accelerates adoption but widens digital divide" (2022 年 4 月)によると、オーストラリアでは国民の 10 人に一人（10%）はデジタル排除の状態にあるという。

拡大する社会格差の問題に関していくつかの調査レポートがある。

① HILDA サーベイ

メルボルン大学メルボルン応用経済・社会調査研究所が 2001 年から毎年実施している Household, Income and Labour Dynamics in Australia (HILDA) Survey という調査レポートがある。2018 年版で初めて金融リテラシーを採り上げた。

基本的な金融の質問にどれだけ正答できるかを調査したもので、全問正答は 42%しかいない。全問正答が男性は 50%に対し女性は 35%。金融リテラシーにおける大きなジェンダー・デバイドが浮き彫りになった。低い金融リテラシーのダウンサイドとして、HILDA レポートは貯蓄能力の低さを指摘している。金融リテラシーの最も低いグループについては、緊急時に 3,000 豪ドルを工面できないと回答する者の割合が 44%と高い（リテラシーの最も高いグループでは 12%）。

② ニュー・サウス・ウェールズ大学と社会サービスカウンシル（ACOSS）の共同リサーチレポート

オーストラリアは一人当たり GDP が 6 万ドルを超える豊かな国であるが、コロナ禍の期間における家計の富の上昇の 69%は 2021 年の 1 年で 22%上昇した住宅不動産価格に由来するもの。これは過去 35 年で最大の年間値上がり幅で、住宅価格の急上昇が富の分配の不平等を悪化させた。

(2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり（店舗と IT 活用、金融教育を含む）

【政府のイニシアチブ】

① 金融包摂行動計画（Financial Inclusion Action Plan：FIAP）

オーストラリア政府は 2015 年に G20 金融包摂行動計画（G20 Financial Inclusion Action Plan）や国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）に合意し、金融包摂に向けた取り組みを行っている。この一環として、オーストラリア政府は Good Shepherd Microfinance の協力のもと金融包摂行動計画（Financial Inclusion Action Plan , FIAP）プログラムを始動した [139]。

FIAP は、銀行など他の機関とともに、全ての人が金融包摂の恩恵を受けることができる環境作りを目指している。金融包摂完了までの道筋（ロードマップ）を「①

[137] Good Shepherd Microfinance ウェブサイト
https://goodshepherdmicrofinance.org.au/about-us/ （2021 年 1 月 6 日閲覧） （2022 年 12 月時点で閲覧不能）
[138] Telstra and Roy Morgan "Australian Digital Inclusion Index 2020"
[139] About FIAP – Financial Inclusion Action Plan
https://fiap.org.au/about-fiap/（2022 年 11 月 1 日閲覧）

基礎作り（Establish & Engage）」、「②金融包摂に向けた不可欠要素の確立（Critical Mass）」、「③地方への拡大（Community-led）」、「④金融包摂の常態化（embedded in society）」の 4 つのフェーズに分け、フェーズごとに参加企業や金融包摂の恩恵を受ける人数の目標を掲げ、その目標達成に必要な取り組みを設定している（図表 32）[140]。参加組織（FIAP Trailblazer）には、金融サービス、ユーティリティ、政府、教育・司法・社会サービス関係者等を含む。Phase One には 30 の Trailblazer が参加した。

図表 32：金融包摂に向けたロードマップ

	フェーズ	目標
フェーズ 1	基礎作り （establish and enlarge） （2015～2018 年）	・参加企業；30 社 ・雇用人数：25 万人 ・包摂人数：200 万人
フェーズ 2	必要不可欠要素の確立 （Critical mass） （2019～2024 年）	・参加企業；100 社 ・雇用人数：35 万人 ・包摂人数：170 万人
フェーズ 3	地方への拡大 （community-led） （2024～2029 年）	・参加企業：750 社 ・雇用人数：150 万人 ・包摂人数：250 万人
フェーズ 4	金融包摂の常態化 （Embedded in Society）	・全ての人々が金融包摂の状態

（注）フェーズ 1、3 の目標値は 2018 年時点、フェーズ 2 の目標値は 2019 年時点。
（出所） Good Shepherd Microfinance “From Foundations to Actions: Program Report March 2018 Part One” および”Program Report July 2019”を基に作成（2022 年 11 月 1 日閲覧）

② 国家金融ケイパビリティ戦略（National Financial Capability Strategy）

オーストラリア政府は 2022 年 2 月、国家金融ケイパビリティ戦略を発表した[141]。若年層、女性、退職後/退職直前の高齢者、先住民等々様々な階層の国民の金融的能力を引き上げるための目標を定めた行動を起こすというもの。人生の大事な局面で正しい金融判断を下せる能力を身につけさせることを目指す。ケイパビリティとは、健全な金融判断を行うのに必要な知識だけでなく、ポジティブな金融行動、資金管理決定につながる金融知識、スキル、態度、自信などの組み合わせをも指す言葉として用いられている。

最初のターゲットは若年層。お金を扱うことをストレスと感じる割合は若年層ほど高く、かつ金融リテラシーは若年層ほど低いことがその理由。ティーンエイジャーとその親を対象として、オンラインの金融ケイパビリティのリソースである Money Managed というプログラムの支援のもと、おカネのマネジメントについて親子で話し合うことを奨励する。

[140] Good Shepherd Microfinance ウェブサイト, “Program Report March 2018 Part One”, https://goodshepherdmicrofinance.org.au/assets/files/2018/04/FIAP-Program-Report-Part-One-March-2018-WEB-180423.pdf および”Program Report July 2019”, https://goodshepherdmicrofinance.org.au/assets/files/2019/07/FIAP-AR-2019-Part-A-Portrait-v9-LOWRES.pdf（2022 年 11 月 1 日閲覧）
[141] Australian government “National Financial Capability Strategy”, Feb. 2022

オーストラリアがコロナ禍から回復するにつれて、国民の金融ケイパビリティの構築は政府の優先施策となっている。政府は急速に進化する金融デジタル技術への適応過程で国民を支援する。

【銀行のイニシアチブ】

4 大銀行は連邦政府レベルのコミットメントを受けてそれぞれが独自の FIAPs を策定・公表した。これらの文書は、重点改善分野の説明やそのギャップを埋めるための計画等を記す。

例えば、CBA の FIAP では、文書のひとつは、金融搾取（financial abuse）の犠牲者を救済する計画を策定するとした。その結果、2020 年に、CBA は Next Chapter プログラムを立ち上げた。Next Chapter の発表と同時に、金融搾取に関する国民 1 万人以上の認識を調査したサーベイを発表した。回答した成人のほぼ 40%が金融搾取を自身で経験した、あるいは経験した人を知っていると答えた。

ANZ は MoneyMinded と称する金融教育プログラムを 2002 年から続けている。コロナ禍の拡大でこのプログラムもオンライン化している。ANZ の旗艦プロジェクトとなっている。

【オーストラリア郵便公社のイニシアチブ】

第 2 章の記述参照。

(3) 提供される金融商品・サービス

2020 年 7 月、CBA は新しい金融包摂のプログラム Next Chapter を開始した。このプログラムは、金融搾取の犠牲者およびそのサバイバーが人生の ‘next chapter’を開始し、長期の金融的自立を獲得する過程を容易にするためにデザインされた二つの新しいサービスをもってスタートする。

リサーチによると、オーストラリア国民の大部分（5 人のうち 4 人）は金融搾取が広く蔓延した問題であるという意見で一致している。また同じく 8 割の回答者が金融搾取を経験している人が頼れるような支援制度を想起できないと述べた。

【New Chapter の二つの新しいサービス】

① new Financial Independence Hub （Good Shepherd との提携）

これは、Good Shepherd による個々のニーズに合わせた専門家による一対一の金融コーチングを提供するプログラム。金融搾取で被害を被った人が長期的に金融リカバリーに向けて立ち直るのを支援することを目的とする。

② CBA in-house Community Wellbeing team の設置

金融的に困難な状況にある顧客に種々のガイダンスで支援を提供するチーム。当該チームは、差し迫ったニーズを持った顧客を助けるために口外できないような内密の支援も提供する。

ANZ の MoneyMinded プログラムは 2022 年で 20 周年を迎える。ANZ がオーストラリアの成人の金融リテラシー、ケイパビリティ、態度、行動に携わった 20 年間の参加者は 84 万人に上る。2021-22 年の参加者はオーストラリアで 42,000 人、ニュージーランドで 13,000 人だった。22 年は、参加者の 1/3 以上が一人親家庭の親 、1/4 が失業者、1/5 が家庭で英語以外の言語を話す者であった。また学生の参加も多い [142]。ANZ は、認定を受けた MoneyMinded コーチに、プログラム実施を支えるためのトレーニング、プロフェッショナルな研修、教材・リソースへの無料アクセス等を提供する、そして受講者の社会的文脈、文化的背景に適合させたコーチングを施すのが特徴とされる。

(4) 政策評価と方向性

政策優先課題としての金融ケイパビリティについての認識は OECD を含めて国際的に高まっている。2020 年 10 月、OECD 理事会は金融リテラシーに関する新しい勧告を採択した。この勧告は、加盟国が金融リテラシー政策を策定、実施、評価に当たって枠組みを提供するものであり、3 つの重要な領域（国家戦略、さまざまな金融セクター、プログラムの効果的な実施）をカバーする。

オーストラリア政府は国民のケイパビリティの向上にコミットしており、22 年 2 月に発表したケイパビリティ戦略は国民の金融ケイパビリティ向上を図る新しいアプローチへの機会を提供する。

OECD の勧告はオーストラリア政府が 22 年 2 月に発表した戦略策定においても考慮して織り込まれている。そのアプローチの指針として、①対象とするターゲット層を明確に定める、②ツールの採用においてイノベーションを取り込む、③事後評価のためのベンチマークを明確に設定する、の 3 点が挙げられている。この指針に沿って、戦略は優先目標を設定し、モニターと評価の枠組みを用意している。

戦略では、ケイパビリティ戦略の実施を効果あらしめるために重要と考えている点は一言でいえば「検証のプロセス」である。政府は戦略のなかに以下の観点からの検証プロセスを織り込んでいる。

①ひとつは国家レベルのサーベイである。国民の金融ケイパビリティの向上・変化がどのように起こっているかのデータ収集のため、2 年毎にサーベイを実施することとし、第一回を 21 年に実施。

②どのような intervention がケイパビリティ向上に有効かを判断するためのエビデンスの蓄積を目的としたモニターと評価の枠組みが不可欠。

3. その他

(1) 顧客データを活用したビジネス動向

2018 年 5 月にオーストラリア政府は、個人に金融サービスの利用情報を管理する権利を与える制度「オープン・バンキング」を導入すると発表した [143]。この制度が導入されることにより、利用者の合意の上で、金融機関、金融商品の比較サイト、フィンテック企業などで個人情報の共有が可能となる [144]。

---

[142] ANZ “MoneyMinded makes an impact”, Nov. 28, 2022

[143] オーストラリア財務省ウェブサイト、https://treasury.gov.au/publication/p2018-t286983 （2022 年 12 月 1 日閲覧）

[144] KPMG ウェブサイト https://home.kpmg/au/en/home/insights/2019/03/open-banking-customer-strategic-opportunities.html （2022 年 12 月 1 日閲覧）

オーストラリア議会は 2019 年 8 月 1 日に消費者データ権（Consumer Data Right, CDR）に関する法案を可決した。消費者データ権とは、企業が保有する個人情報へ安全にアクセスする権利を消費者に付与するもので、目的に応じて自身の情報を第三者へ提供することも選択できる。これにより、第三者が銀行などから取得した情報に基づき、消費者のニーズに沿って製品やサービスをカスタマイズすることが可能となる。市場競争の促進とともに、データ活用による新たなビジネスの創出が期待される。消費者は自身の消費行動データを、分析・比較ツールを提供する第三者へ提供することで、より自分に合ったサービスを選択することが可能となる。また、データへのアクセスが向上することによって、新規事業者の参入障壁を減らすとともに、支出行動分析などのデータを活用した新しいサービスの提供や、財務管理や会計ソフトウエアなどの既存サービスの改善が期待される[145]。

CDR の導入は、主要 4 銀行を中心に段階的に行われた。まずはクレジットカード、デビットカード、預金口座、取引口座のデータへ、その後 2020 年 2 月までに住宅ローンのデータへ、第三者がアクセスすることを可能にする予定だ。その他の銀行は 1 年遅れで対応する。続いてエネルギー業界、電気通信業界が導入する予定であった。

しかしオーストラリア自由競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission, ACCC）が「CDR にかかわるシステムのさらなる確認が必要」と判断したため、実施が 2020 年 7 月まで先送りされることが決定した。CDR 実施の先送りはこれが 2 度目である。

その後、まず 4 大銀行の顧客が 2020 年 7 月から預金口座取引データ、続いて 2020 年 11 月から住宅ローン、パーソナルローンデータの共有が可能になり、4 大銀行でオープン・バンキング開始となった。情報共有が容易となることで、利用者は、複数機関のクレジットカードや住宅ローンといった金融商品の契約状況をオンラインで一括して確認することができるほか、金融商品のプランを銀行間で比較し、必要に応じて契約内容を変更することも可能となる。1 年遅れて 2021 年 7 月と 11 月にその他銀行の顧客にも同様の制度適用が開始された[146]。

続いて 2022 年 10 月からエネルギーセクターの顧客データの共有が開始され、11 月に電気通信セクターにおける消費者データの共有も開始となる。銀行、エネルギー、電気通信の 3 セクターのデータに CDR が適用されることによって、セクターの境界を越えたユースケースの創出、新しい商品・サービスの開発が可能になると期待されている。

(2) リテール拠点における感染症対策

オーストラリア政府は、厳格なロックダウンを実施しながら感染者を抑え込んできだが、2021 年 8 月以降はデルタ株の影響で新規感染者が右肩上がりに増えたことから年末にかけて、強力な行動制限を伴う「ゼロコロナ」戦略を断念し、ワクチン接種を前提に経済活動の再開を図る「ウィズコロナ」へと方向転換している。国土が広大であるゆえ、オーストラリアでは連邦政府が国境に関する規制、及びオーストラリア国内の大枠の制限を決め、各州政府が更に細かい制限を決定することに

145 ジェトロ「消費者データ権関連法案を可決、オープン・バンキングの実現目指す」2019 年 08 月 30 日

146 “Rollout – Consumer Data right” https://www.cdr.gov.au/rollou

なっている。連邦政府と各州の政府とで同じ事柄に対して異なる制限がある場合、州政府の決めた制限が優先される。

【政府の対策】

2022 年 9 月 9 日からコロナ陽性者/有症状の濃厚接触者の（症状がない場合の）自主隔離期間を 7 日から 5 日に短縮、さらに 10 月 14 日から 5 日間の強制自主隔離も解除した（ただし国民は体調不良の際は在宅継続を強く求められる）。高リスク施設（病院、高齢者施設等）の職員は引き続き若干の制約は残る。

マスク着用に関しては各州が独自にルール設定する。ニュー・サウス・ウェールズ州では公共交通機関、病院、職場等自宅以外の屋内環境では着用は義務とされているが、金融機関の顧客接点でのマスク着用は行政からは求められておらず、個々の銀行の判断にゆだねられる。

【公的機関の対策】

Australia Payment Network（オーストラリアの決済システムの安全性、信頼性、公平性等を向上させるために決済業界によって設立された自主規制機関）は、2020 年 4 月、コンタクトレス・カードの限度を 100 豪ドルから 200 豪ドルに引き上げる、すなわち 4 月以降、200 豪ドル以下の買い物には PIN ナンバーのインプットを不要とする措置を発表した。決済ターミナルに触れる回数を少しでも減らすことを目的とする。あくまで一時的ということで当座、最初の 3 カ月を対象とし、その後は政府の判断次第とされた。

オーストラリア郵便公社では、 従業員、顧客、コミュニティの安全確保のため、ソーシャルディスタンスの確保、適切な衛生管理（消毒その他）、マスク着用、症状がでた際の在宅療養等、基本的な対策の徹底を指示している。顧客に対して、来店時/宅配物受領時等の場面に分けて感染拡大防止のための依頼事項を提示するなどの対応も行っている。

【銀行の対策】

➢コモンウェルス銀行（CBA）

2021 年 8 月、シドニーの数カ所に専用のワクチン接種センターを開設し、10 月に 4 万人を超える全従業員にワクチン接種を要請した。22 年 7 月、出社と在宅のハイブリッド勤務を継続する方針を確認。

従業員の支援としては、安全な職場環境維持に加え、特別な有給休暇、メンタル支援・金銭支援の導入、顧客支援に関しては、困難を抱えている顧客に対して住宅ローンの返済猶予、各種手数料の減免、中小零細企業への業績回復融資等を打ち出した。21 年 8 月、Covid-19 支援ページを開設し、100 万社をこえる中小企業顧客に対して、自行の支援措置（返済猶予、ブリッジファイナスその他）に関する最新情報等を周知するメッセージをアプリで継続的に送信した。

➢ナショナル・オーストラリア銀行（NAB）

35 千人の従業員に対し、体調不良のスタッフには出社を求めないとの方針（ハイブリッドアレンジメント）の継続を通知。従業員には屋内ではマスク着用を強く勧める。

➢ウェストパック銀行（Westpac）

2021 年 10 月、4 万人を超える全従業員にワクチン接種を要請。2022 年 7 月、州

政府はテレワークについて各企業の判断にゆだねるとのスタンスのなか、同行は出勤要請を緩め、在宅勤務を奨励。フェイスマスクの着用も義務とはしない。

(3) 高齢化対策

オーストラリアの 2022 年に分かる最新の高齢者人口（65 歳以上）は 425 万人で、総人口（2,574 万人）に対する割合は 16.5%（出典：世界銀行）。高齢者率 16.5%は世界 41 位であるが、10 年前（2011 年）の 13.6%と比べて 3 ポイント上昇している。

高齢者を対象とした金融詐欺（elder financial abuse）が深刻な社会問題になっており、国民の約 9 割が政府に防止策の強化を求めるという調査結果もある。

【高齢者に関するいくつかの調査レポート】

大学、研究所等が高齢者の金融事情に関するレポートを発表しているが、共通して金融リテラシー、デジタルリテラシーの重要性を指摘している。

a) 人口高齢化研究センター（CEPAR）のレポート [147]

高齢者ほど誤った金融判断に陥りがちであるとして、高齢者の金融リスクを高める要因、ありうる回避策を調査・分析したレポート。低い金融リテラシー、認知機能の低下等が相乗して人々を誤った金融判断に導くこと、人生で最も重要な金融決定のいくつかは認知機能低下のリスクがより大きくなるリタイア前後の時期に行われること、金融リテラシーが低いと長期の計画を立てることが難しくなり、衝動的な購買行動が増え貯蓄は減り、一方で新しい投資に挑戦する機会は減ること、等々を踏まえ、意思決定において、バイアスのない金融アドバイスを受けることと金融教育に早く触れることが退職時の金融リスクを軽減する上での大きな解決策になることを指摘している。

b) Good Things Foundation（英国を拠点とする登録慈善団体であり、デジタルテクノロジーのメリットをより利用しやすくすることを目的とする

高齢者は、増大するデジタルデバイドと苦闘しており、オーストラリア国民の 4 人に一人が digitally excluded と分類されている（デジタルスキルの欠如であれ、スマホ等のデジタル機器へのアクセスの欠如であれ）高齢者（65 歳以上）の 80%が技術の変化への適応ないしデジタルリテラシーの習得に苦労している。

オンライン・リテラシィがデジタルデバイドギャップを埋める鍵であるとして、“Never too late to learn”をモットーに 2022 年 10 月の 1 週間、地元の組織による 600 の無料のイベント Get Online Week が催された。

c) 南オーストラリア大学

高齢者 1,500 人を対象に金融行動、金融に関する意思決定等を調査したレポートを発表。「55 歳以上の高齢者の 3 割は、とくに現下のコロナ禍で自らの金融事情の将来に不安を抱いている」として退職に先立っての金融教育の必要性を強調する。

d) Bond 大学の調査（2019 年）

オーストラリアの 3,400 人以上の高齢者（55～85 歳）を対象とした調査で、高齢者の金融リテラシーは「危険なレベル」に達していると警鐘を鳴らす（大学が提示し

[147] Aged Care Guide “Older Australians at risk of making serious financial mistakes”, 11 October 2022

た 3 つの初歩的な金融の質問すべてに正答できたのは 7%に過ぎず、回答者の 1/3 はすべての質問に誤答した）。

【政府の施策】

高齢者がデジタル技術を使うにあたっての自信、スキル、オンラインの安全を高めることを目指すオーストラリア政府のイニシアチブとして、オーストラリア全国をカバーする'Be Connected'というプログラムがある [148]。

前身の Broadband for Seniors プログラム（2014 年～）の実績を踏まえ、それの後継として 2017 年 10 月に開始された。50 歳以上の国民は誰でも無料で利用できる。全員がインターネットと日常的な技術を使いこなせるよう、デジタル環境の使用にまつわるスキル、セキュリティ、SNS、送受信等々を学習する。地域密着型（community-oriented）のアプローチを採用し、デジタル技術に経験の少ない 50 歳以上の高齢者を支援する。双方向のトレーニングツールを使った website、および Be Connected Network を通じた個々人のニーズに合わせてデザインされた対面でのメンター支援への無料アクセスを通じて、高齢者を支援するリソースを提供するもの。Be Connected Network は Good Things Foundation が運営している。後者の対面支援には、地方の図書館、コミュニティセンター、文化センター等々3,500 の組織のネットワークを構築した。学習者と近くに住むデジタルメンターを電話でつなぐヘルプラインの運営も行う。

[148] Australian Government "Be Connected – improving digital literacy for older Australians", 23 June 2022

＜出所資料一覧＞

【中央銀行・監督官庁等・協会等ウェブサイト】

- オーストラリア政府ウェブサイト https://www.australia.gov.au/
- オーストラリア準備銀行（RBA）ウェブサイト https://www.rba.gov.au/
- オーストラリア健全性規制庁（APRA）ウェブサイト https://www.apra.gov.au/
- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）ウェブサイト https://asic.gov.au/
- オーストラリア統計局ウェブサイト https://www.abs.gov.au/
- オーストラリア国税庁ウェブサイト https://www.ato.gov.au/
- 会員協働金融機関組合ウェブサイト https://www.customerownedbanking.asn.au/

【論文・雑誌・業界紙等】

- 野村亜希子（2013）、「オーストラリアのスーパーアニュエーション －1.6 兆豪ドルの私的年金の示唆－」、『野村資本市場クォータリー』、2013 年秋号、所収。
- 松島吉洋（1993）、「オーストラリアの金融自由化政策の経験」、伊東和久・山田俊一編『経済発展と金融自由化』、アジア経済研究所、1993 年、所収。

【郵便公社ウェブサイト】

- オーストラリア郵便公社ウェブサイト https://auspost.com.au/

【民間金融機関等ウェブサイト】

- ルーラル銀行ウェブサイト https://www.ruralbank.com.au/